

平成 27 年

総務産経常任委員会会議録

平成 27 年 3 月 5 日

）

平成 27 年 3 月 24 日

田 上 町 議 会

平成27年第1回定例会
総務産経常任委員会会議録
(第1日)

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年3月5日 午前9時
- 3 出席委員
1番 今井幸代君 9番 川口與志郎君
4番 浅野一志君 11番 池井豊君
5番 熊倉正治君 13番 泉田壽一君
8番 松原良彦君
- 4 委員外出席議員
議長 渡邊正策君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐藤邦義 地域整備課長 土田 覚
副町長 小日向 至 産業振興課長 渡辺 仁
総務課長 今井 薫
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 中野 幸作
書記 渡辺 絵美子
- 8 傍聴人
三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
承認第 1号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について
議案第 3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 4号 町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について
議案第 5号 田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

- 議案第 7号 田上町行政手続条例の一部改正について
- 議案第 8号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 議案第 9号 田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について
- 議案第16号 田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について
- 議案第18号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
1款 議会費
2款 総務費（1、4、5項）
5款 労働費
6款 農林水産業費
7款 商工費
8款 土木費
9款 消防費
- 議案第19号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第20号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 議案第25号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 請願第 1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、皆さんおはようございます。

材料がいっぱいあるようでございますので、時間前ですが、皆さんお集まりのようですから、付託案件審査を行いたいと思います。付託案件の審査は、当委員会これで最後になろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、余計な挨拶はなしで、早速始めたいと思っておりますが、町長のほうからご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 時間もありませんので、では簡単に。

本会議、大変ご苦労さまでございました。新年度の施政方針ということで、これから審議いただくわけではありますが、予算も例年よりは少し少な目ということになりましたけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

きょうは、当委員会に付託もしておりましたが、専決処分が1件とそれに議案であります。慎重審議をいただき、ご決定いただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） はい、ありがとうございました。

それでは、三條新聞社さんのほうから傍聴の申し出がありますので、許可をしております。

それでは、早速始めたいと思っておりますが、審査の方法は承認第1号、これは単独で行きたいと思っております。それから、議案の3号から6号まで、これ4つを一括にしたいと思っております。それと、議案の7号から16号まで、これも一括でしたいと思っております。それと、議案の18号は単独で行きたいと思っております。それと議案の19から19、20、25は一括でお願いをしたいと思います。あと終わりましたら、委員の皆さん、請願の審査がございますので、お願いをしたいと思います。では、そういう形で進めたいと思っております。

では、最初に承認第1号の専決処分について説明をお願いいたします。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

承認第1号でございます。専決処分の報告です。2ページに書いてあります2月10日付けの専決でございます。除雪の関係につきまして、おおむね3回分の関係経

費をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度田上町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,525万1,000円とするものでございます。

それでは、中身につきまして説明させていただきます。まず、歳入のほうで8ページをお開きいただきたいと思います。19款繰越金を充てるものでございまして、補正額は622万9,000円でございます。

続きまして、9ページの部分で歳出になりますけれども、8款土木費ということで私のほうから説明いたしますので、よろしく申し上げます。3目の除雪対策費、補正額622万9,000円でございます。内容につきましては、職員手当、それから委託料の部分でございます。2月の10日までに全線6回出動しておりまして、足りなくなるという部分での専決処分でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、質疑のある方どうぞ。ありませんか。

では、私のほうから1つ、一斉除雪で1回出ると、大まかに経費的にはどのぐらいかかるものでしょうか。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

地域整備課長（土田 覚君） 1回当たりでございますが、概算で割り算するとですが、198万円ほどかかる費用になってございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

なければ……

（ちょっと1つだけの声あり）

11番（池井 豊君） 今年の除雪費に対して、国からの何か特別な支援とか、そういうのは何かあっちのほうは聞こえてくるのですけれども、田上が該当する部分、何かこれから予定されることとかというのはあるのでしょうか、ちょっとそこら辺を。

地域整備課長（土田 覚君） 国からの補助でございますが、国の特別交付税は別としまして、社会資本整備総合交付金のほうで雪寒指定道路を中心に800万円ほど来る予定になってございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

なければ、承認第1号の専決処分の質疑は終わりたいと思います。

それでは、議案第3号から議案第6号まで、説明をお願いしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） お手元に1枚紙の資料を配付させていただいておりますので、それを見ながら議案第3号から6号まではその凡例に基づいての条例の一部改正でございます。資料のほうで地方教育行政法ということが、その法律が一部を改正されまして、趣旨としては教育行政の責任の明確化ということで、教育委員長と教育長の一本化、新たな責任者、新教育長ということでございますし、教育長はご存じのとおり、首長が議会の同意を得て任命するということでございます。それから、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表となるものでございます。それから、教育長の任期につきましては3年、委員については今4年ということで明記する部分がございますし、それから教育委員から教育長に対し、教育委員会会議の招集等を求めることができるというふうな内容の責任の明確化がなされてきたわけでございますので、それに伴いまして、私どもの条例も一部改正が必要だということで今回4議案を上げさせていただきました。

具体的な内容を申し上げますと、一番下に参考ということで表が載っているかと思えます。その後段のほうになりますけれども、教育長の関係でございますけれども、任期といたしましては28年の12月19日が任期となっております。そこまでは旧法でいきますよという意味でございます。それ以降、12月の20日より新教育長というふうな形になります。

その上の委員長というところがございまして、そこを見ていただきますと、27年の9月の末までが教育委員長の任期でございます。そこからまた今申し上げました教育長の任期まで、委員長の任期もそこまでということになりますので、改めてそこから教育委員長の職がなくなるという部分でございます。今ほど申し上げた内容につきましても各条例の一部改正でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案の3号ということで、ページでいきますと15ページになります。15ページをお開きいただきたいと思ひます。特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。内容につきましては、今ほど申し上げたとおりの内容で、このところに16ページのラインがありますけれども、資料ナンバー1ということで特別職のほうに町長、副町長の次に教育長の給与を加えるものでございますので、よろしくお願ひします。

経過措置のところにはちょっとわけのわからないような書き方してありますが、先ほど申し上げたとおり、これが平成28年の12月の19日までは旧法の適用をするという部分のうたい方をこの経過措置でうたっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第4号、17ページになりますけれども、町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正でございます。内容につきましては、18ページの次になりますけれども、特別職の職員ということで町長、副町長、その次に教育長の部分を追加したということになりますので、よろしくお願いいたします。

それから、議案第5号の部分でございますが、19ページからになります。特別職の報酬等審議会条例の一部改正でございます。これにつきましては今まで特別職の報酬等審議会というと、こちらの執行側でいいますと町長、副町長の部分でございますけれども、そこに教育長を足すと、追加するという部分でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、議案第6号、21ページになりますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。これが教育委員長の報酬に関する規定を削るものでございます。先ほど申し上げたとおりでございますが、22ページの隣になりますけれども、次になりますけれども、資料ナンバー4を見ていただきたいと思います。新旧対照表のところに書いてあるとおりでございますが、委員長を削るものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、説明いただきましたが、それぞれ関係のあるものと思われるようでございますが、質疑のある方どうぞ。

11番（池井 豊君） ちょっと確認したいのですけれども、今回教育長が常勤の一般職から常勤の特別職になるということで、教育長の任命というか、誰が選ぶような形になるのでしょうか、ちょっとそこら辺お聞かせください。町長が選ぶのか、教育委員会が選ぶのか。

総務課長（今井 薫君） 先ほど申し上げたとおり、町長が議会に諮るわけです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。ありませんか。

では、なければ質疑を終了したいと思います。

続きまして、では議案第7号から7、8、9、16号まで、お願いしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） 議案第7号、議案書の23ページからになります。田上町行政手続条例の一部改正でございます。これにつきましては、行政手続法というのがございまして、その一部改正をなされたことによりまして、新たに規定された部分で申しますと、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示や行政指導の中止等の求め、それから処分等の求めの手続の規定の追加や、あとその他所要の改正を行

うものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、中身について若干ご説明申し上げますが、新旧対照表がございます。最初のほうは、平仮名を漢字に直したりという部分でございますが、一番肝心なところだけご説明申し上げますと、資料ナンバー8をお開きいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。そこで追加された部分だけ若干ご説明申し上げますと、一番下のほうになりますけれども、資料ナンバー8の33条の2項ということで、「行政指導に携わる者は」ということで下に線が引いてありますけれども、この部分が追加された部分でございます。行政指導の方式でございますけれども、許認可等の権限の根拠の明示手続の追加でございます。

それから、資料ナンバー9の部分で34条の2ということで、この部分が追加された部分でございます。行政指導の中止等の求めということで34条の2が追加されております。内容としますと、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合、一般の方々が、場合には、その中止を求めることができますよということの手続の部分で追加された部分でございます。

それから、はぐっていただきまして資料ナンバー10、34条の3ということでこれが追加されております。処分等の求めということで、法令違反の事実を発見すればその是正のための処分を求めることができますよという部分でこういうものが追加されております。また今後、行政手続法といいますか、国の法が改正されている部分につきまして、例えばこれからいろいろ出てくるのですけれども、このほかに審査請求を求めることができる期間ということで、現在ある程度60日というのが決められている部分でございますけれども、それが3カ月に延長になるとか、それが今度追加されていろいろ出てきますので、またこの部分で一部改正が出てくると思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第8号でございます。26ページになります。議案第8号ということで、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、今後町といたしまして少子化、定住対策として公有地の売却を進めていくというふうな形でお話ししてあるかと思ひます。その中で、現在の条例では時価に比べてぐっと低くして低価格で売却する要件が条例の中で具備されておりません。その規定の追加と、それからあわせてそれとは別にいたしまして、売却の入札を行った結果、売却に至らなかった公有地につきまして、時価に比べて低価格で再入札を行い、売却ができるように規定を追加するものでございますので、よろしくお願ひします。

具体的にちょっと経緯を申し上げますと、町の財産でございますので、ある程度売却するときは鑑定評価を入れます。それで、専門の方から評価していただいて、このくらいの値段であれば適当でしょうというふうな形での、最終的には町長が決定するのですけれども、それにニアリの予定価格で売却していくというものでございます。それを著しく、例えば1,000万円の価格があるのに500万円ぐらいで売りたいという部分であれば、町に対して不利益といたしますか、損をさせるような部分で町民から見ると、町の財産をやすやすと売るということは、そういう部分で訴訟になる部分がありますので、そういう部分を回避するために条例の規定を設けるものでございます。これについては、町村会の弁護士さんのほうからの指摘といたしますか、そういうご指導もありまして、そういう形で条例化しておいたほうが良いというふうな形でのご指導をいただいたものですから、今回一部改正の中で追加させてもらう部分でございますので、よろしく願いいたします。

内容につきましては、資料ナンバー11、27ページの次になりますけれども、新旧対照表ということで、先ほど冒頭で申し上げたとおり、第3条の中に5、6、7号というふうな形で実際にはこの3つを加えるものでございますので、よろしく願いいたします。

それから、議案第9号の関係になりますけれども、議案書の28ページになります。田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正でございます。内容につきましては、協議会というのは安全で安心なまちづくり推進協議会というのがございます。その委員を今のところ定数が25名、上限が25名ということでちょうど25名なのです。それで、それを余裕を持たせて30名に改正したいという部分でございます。実際メンバー等も、関係機関ともいろいろ25名の方々かなと伺っておりますけれども、私もこれから追加していきたいというのは、まず1つ考えられるのはルーテル幼稚園をひとつこの中に追加していきたいと。そうなると26になるものですから、5つぐらい余分を持って一部改正をお願いするものでございますので、お願いいたします。

続きまして、議案書の47ページをお開きいただきたいと思います。議案第16号でございます。田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止でございます。この条例を今度廃止していかなければだめなのでございますけれども、実際の条例はここに書いてあるとおり、給与及び勤務時間に関する条例の内容は、教育長の給与ということで月額幾ら幾ら、それから期末手当を支給するとか、それから教育長の旅費とか、それから勤務時間に関するものがこの条例の中に入ってい

たのでございますので、それを廃止していきたいということで、ここにも同じく附則でうたっていますけれども、28年の12月の20日以降から適用させるという部分でございます。

委員長、以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、説明が終わりましたが、質疑ある方、どうぞ。

1 番（今井幸代君） 議案第7号、行政手続条例の一部改正について質問いたしますが、これ行政不服審査法の全面改正に合わせて、先ほど課長から行政手続法が一部改正される。この目的という、処分や行政指導に関する手続についての国民の皆さんの権利、利益の保護の充実というところだと思っておりますけれども、それによって今回行政指導の許認可権限の根拠の明示、そして行政指導の中止の求めが新たに加わり、また新たに行政処分を求めることもできるようになるというものなのですけれども、町民の皆さん方が実際そういったときになったときに相談する場所は、ではどこになるのかという、これは行政相談員だったり、もしくは役場のほうに直接来られることもあるかと思ひますし、役場内での住民相談室ですか、そういったところが活用されてくるのかなと思ひますけれども、その辺何か職員の皆さん方のフォローではないですけれども、町民の皆さんへの相談体制だったりとか、町民の皆さんへの周知というのはどんなふうになるのかというのを教えていただきたいのですけれども。

総務課長（今井 薫君） 手続自体、明確にされているとおりでございまして、相談に来られる方々はいらっしゃるのだらうと思ひます。最終的には、不服申し立て云々については総務課が窓口になりますので、私ども庁議もありますので、それから各課長いますので、そういう部分で周知徹底していきたいところでございますが、事例は私も経験したことがないので、その下のここまで上がってこない段階では、いろいろ相談に来られた方もいらっしゃると思ひますけれども、この手続で、ではやりますということで実際にやられた経験が私はありませんので、ちょっと私もその辺は、町は余りそういう部分がないのかなという部分では感じております。新潟市あたりに行くと結構あるみたいですが、町としては全然ないというふうに私も記憶しておりますので、よろしくお願ひします。

1 番（今井幸代君） 一番大事なものは、それに町民の皆さんが、いや、これは自分たちは行政処分を受けるべきことではないのではないかと、あとは例えばほかの自治体とかだと産業廃棄物なんかの処分の求めを新たに申し立てるということが事例と

してあったというふうに聞いてもいます。町民の皆さん方が何をどこに、こういったことがあるのだけれども、こういったことでちょっと自分はこれはどうなのかなという疑問を持っているのだけれども、どこに相談していいのかわからないというような、やっぱり一番最初に入り口が一番大事なのかなと思うのです。それが行政相談員の皆さんたちであったり、住民相談室、これ町民課のほうで設置をされているようですけれども、そういったところでこういったことが困ったことがあったら、こういったところでお話を聞けますよという、そういうPRといたしますか、広報というのをやっぱりしていく、こういった行政手続法が変わって新たにこういうことができるようになりました、新たに何かあったときの処分の求めなんかもできるようになりました、そういったことで何かお困りのときはこういう窓口でこういう相談できる場所が役場内にありますよというところの周知はしていくべきだろうなと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

総務課長（今井 薫君） 「きずな」等でも相談云々のあれについては、やっているかと思えますけれども、私もいつ出したのだというのはちょっとわかりませんが、記憶にないのですが、そういう相談窓口はやっておりますということでの住民には周知をしておりますし、今回の改正につきましては、行政指導の部分が多々ございますので、基本的に明確化しなさいよというのは、こういうものに対して違反らしきものがあるのであれば、それをこういう法で触れていますよという部分での相手方に対しての周知といたしますか、我々行政指導しかできない部分がありますので、行政としては。あとは、普通ですと当事者だけの話になりますけれども、今度は直接当事者ではなくて違う人が申し立てしてもいいよというふうな内容になっているかと思えますので、そういう部分では広くといたしますか、自分とは直接関係がない方でも申し立てをすることができるという部分ですので、そういうふうに明確化されていますので、そういう部分では広くなった部分と明確化された部分だと思えますので、お願いいたします。

1 番（今井幸代君） 今回この議案が出たことで、私も田上町、では例えば行政相談員というような形で検索をかけても行政相談員という形でヒットしてこないのです。何かネットを使う私たちの世代、皆さんも何か調べ物があると、文書をたくさん調べるよりも、まずはネットでワードをたたいて検索するということがやっぱり一番主流になってきているのではないかなと思うのですけれども、なかなかインターネットで、グーグルで田上町、行政相談員と仮に私は検索をしたら、なかなかそこでヒットをしてこない。ヒットしたのは、「きずな」の平成24年だったか、大分

前のもので、まだ田浦さんがされていたものだったり、田浦さんですよ、以前の行政相談員。田浦さんがやられていたものだったりとか、あとは人権擁護委員の方が相談というところで当たってきたりというような形で、そういった町民の皆さんなんかワードで田上町、行政相談とかという形で相談したときになかなか検索に上がってこない、調べにくいというのは、やっぱり一番最初に入り口のつまずきになるのかなと思うので、その辺はきちんと検索をしたときに上がってくるような形でホームページへの告知だったりとかをしていただきたいなというふうに思います。以上です。

総務課長（今井 薫君） 町民課と検討させていただきます。

13番（泉田壽一君） 今のお話に関連してですけれども、行政指導員というのは県のあれでしょうか。国、県でしょうか、田上町が委嘱しているわけではないでしょう。上の世界ですよ。だから、この関係からいくと、相談を受けるというのは、ひとつ私はどう考えても矛盾する点があるのではないかと。結局町側が法令違反があると訴えられているのに、訴えられる人が相談に乗るというのはおかしな話になる。だから、町がそれを言うこと、それから公平委員会というのが存在しているでしょう。田上町にはないのでしょうか。市にはあって町はないのですか。だから、そういうもろもろの関係があるわけで、公平委員会になれば町長なり副町長の権限を超えたその問題点を対応するという部分があるわけですし。そういう絡まりが全体的にどうなって、どういうふうに作用しているのか。だから、総務課が窓口でと言いますけれども、直接総務課に法令違反があつて物を言われたときになったら、訴えられる側に相談するというのはこれもおかしなこと。結局町側に不備、不法があつたときにこういう問題が生じるわけですから、どういうことなのだろう、非常にその部分が難しいのではないかと。

総務課長（今井 薫君） この趣旨からいえば、行政手続法の関係になりますので、行政不服審査法になりますよね、3法もあるのですけれども。その3法に基づいての1つの手続法の今回一部改正、明確にしたわけです。今の条例もずっとあるわけですので、議会の議決を得てこの条例が制定されて明確化している部分でございますので、だから何かある方は不服申し立てを町にしてくださいよという部分でも明確化している部分でございますし、そういう法律に基づいての行政手続法でございますし、今回は不服の審査の一部改正に基づいての処分等の求めとか、行政指導等の中止等の求めを明文化したわけでございますので、別段何がこうなったということではありませぬので、その他明文化されてきているという部分でございます。説明

がちよっと下手くそで申しわけございません。

13番（泉田壽一君） つけ加えたのは33条、34条でいいけれども、後半になってもつけ加えがあって、その前のほうのは全部名宛てになっている、ただ平仮名を漢字にしたかどうかの、宛名が全部それになっている。つけ加えたというのは後半部分だけで、それを読んでいっても意見陳述とかどうのこうのなんていうのはみんなこれで書かれてやられますけれども、ですから非常に上からそうやってきたからという今の形式でいくと、総務課長の説明からすると国県の指導というか、そういうことで上からそうなったからそれにつけ加えてそうになっている、こういう形になったという説明ですよ。ですから、上からそうなったってそれ以上、ではどうなのだと、幾らここでは結論出ないかもしれないけれども、だから総務課長も非常に苦しい立場であることもよくわかって聞いているのだ。それはわかっているけれども、だから先ほど出た公平委員会なんていうのは田上町にあるのですか。聞いたことないよね。

（市はあるの声あり）

13番（泉田壽一君） 市はあるの。

総務課長（今井 薫君） 公平委員会はないです。

13番（泉田壽一君） 田上町にはないでしょう。

総務課長（今井 薫君） はい。

13番（泉田壽一君） 問題点があったりすると公平委員会に申し出て、例えば首長であろうが、町長であろうが、副町長であろうが、それを超えた権限を持っているとやりとりできるから、公平委員会であれば。だから、そういうのが町にない。だからそういう部分がいろいろこうやって絡んでくると、どうなのだろうなというのがちよっと私の頭の中ではいまいち整理がつかない部分が出てくる。だから、この問題の中でいろいろやりとりがあって、結局金銭的というか金額、金の面での問題点があってどうのこうのといえ、住民監査請求なりなんなりが3階に上がってきて、物の対応というのがあることは今まで極めてあったのか。ないよね。住民監査請求なんていうのは、起きたことないと思うけれども。だから、そういう部分は3階に上がってくるといえるのは住民監査請求ですよ。それはそれでしょうけれども、こういうのを事例として、もしできたら、どういうことが犯罪例として。どういうことだという例が1つ2つないですか。こういう明確化して法律に違反するという。その法律に違反しているといったらさまたまあるから、法律に違反したからって注意で済むことから懲戒免職まで公務員の場合はあるわけだから。どの程度のもの

が予測されているの。何に対して規制を加えてこうやってなっているのだろうか。
どういうことが……

総務課長（今井 薫君） 私も先ほど申し上げたとおり、経験がないというお話しさせていただきましたし、想像すると、例えば税の関係で税金を納めれというふうなことを言われても私は納められないというか、そういうもので相談に来られる方が、私も町民課、税のほうを担当しておりましたので、そういうときにそれで本人に説明をして、こういうことで税金というのはかかるので納めてくださいと。何月何日現在というのがありますよね。固定にすると、1月1日現在の所有者に対して税金を掛けられるというのは、これはもう法律で決まっていますので、そういう部分では俺たまたま12月末に名義を変えて取得したのだと。そうすると1月1日、目の前なわけです。何で前の所有者にかからないのだとか、そういうことで相談といいますか、来られる方がいらっしゃいます、例えば。そういうときに、ずっと俺、おまえの話聞いても納得できないということになれば不服審査申し立てするわけです、本来であれば。そこで、固定資産というのには1月1日現在の所有者に課税されるのですよと、だからあなたの所有であなたのところに税金がかかるのですよということわかっていただいている部分でございまして、その上まで上がってこないといえますか、そこでとどまっているところみたいな話がいっぱいあるかと思っておりますので、例がちよっと申しわけないのですけれども。そういう形での例といいますか、それはまだ。そこでもう納得してもらっている。わかったいやということで当事者が帰っていただいているという部分でございまして、一つの例ですけれども、それは本人がだめ、わからん、納得できないということになれば異議申し立てするわけですから、そういう形で……

13番（泉田壽一君） では、最後に、そういうことになりますと、住民からの、町民からの請求ですよ、これは全て。ですから、町民が直接利害関係があるような今の税の関係、そういう部分に対して論じているのであって、例えば近隣の市町村、どことは言わないが、このあたりの県内。県内の市町村の中で、税評価の変更がなされていなくて、取り過ぎて返納でどうのこうののだとか、いろいろ事例ありますよね。だから、ああいうのはああいうので町民からというか住民から出ずとも、みずからそれがわかって対応したのか、言われて調べたらいっぱい出てきてそうだったのか。いろいろあるとは思いますが、そういう部分を含めての話と理解すればいいわけですか。そういうふうに理解するしかないのかな。そうなった場合には、幾ら処分とかどうのこうのは、その担当者に対して注意なり、訓告なり、警告なり、

いろいろ減給なりなんなりあるというのは、それは規定に従ってやることでしょうから、そういうことだというふうに思えばいいのかな。直接住民に関係しているような事案に対して。

あと極端なことを言って、収賄なんていうのはうまくないですけども、私腹を増やしてどうのこうのなんていうのが出てきて、それで町民からそういうのが出てくる、訴えが出るとかどうのこうのなんていうのは、あくまでもそれは別の話と…

(警察からするんだっけの声あり)

13番(泉田壽一君) それはそれで一応法に触れるとかでしょう。法に触れるというのは、軽微なことであろうが大きなことであろうが、法に触れるというのは一緒ですから、これは文言としては法に触れるわけ……

(何事か声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) でも、あくまでも町の仕事に関してのことだから、県や国どうのこうのというものは入ってこないわけですから。それに、公平委員会なるものは、総合事務組合の中にそれにかわる組織としてあれありますよね。

総務課長(今井 薫君) はい、あります。

(何事か声あり)

総務課長(今井 薫君) そうなればお願いして……

(何事か声あり)

13番(泉田壽一君) いやいや、だから市はあるけれども、ここはないといえば直接、だからここではできないということ。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) ちょっとまとまりがないようですから、もしだったら……

(何事か声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) あとほかにありますか。

では、なければ一旦ここで少し休憩しますか。

では、15分間、55分まで休憩したいと思います。

午前9時40分 休憩

午前9時55分 再開

総務産経常任委員長(熊倉正治君) それでは、再開したいと思います。

次に、議案第18号の26年度一般会計の補正予算について説明をお願いしたいと思います

います。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書の50ページからになります。

議案第18号であります。平成26年度田上町一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,056万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,468万6,000円とするものでございます。ご承知のとおり、年度末に至りまして事業等も確定したことにより、収入、それから支出それぞれ増減整理をお願いするものでございます。

では、歳入のほうから申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思えます。1款町税のほうから先に申し上げます。1目の個人の関係では補正額400万円、説明欄見ていただきますと、現年度課税分ということで所得税の期限後の申告、それから修正申告の内容でございます。

それから、2目の法人でございますが、総額1,300万円。これにつきましても一部の企業が伸びているという部分でございます。

それから、2項の固定資産税の関係でございますけれども、900万円をお願いするものであります。これにつきましては、償却資産の増ということの内容になっております。

その下の4項の町たばこ税でございますけれども、減額の250万円でございます。これにつきましては、本数が減っていると、本数はマイナスの42万本ほど減っているという内容となっております。

58ページになりますけれども、入湯税の関係でございますが、これにつきましても減額の600万円。これにつきましては、湯っ多里館の休業の2カ月分というふうな影響が一番大きいというふう聞いております。

それから、10款地方交付税の関係でございますけれども、212万9,000円でございます。これは、普通交付税の部分で交付決定によるものでございます。調整率のアップというふうな形で聞いております。

それから、その下の12款分担金及び負担金の関係でございますけれども、1目の民生費負担金で50万円。説明欄に書いてありますけれども、保育料の関係で入所児童の増の部分でございます。

それから、その下の2目衛生費負担金ということで減額の46万5,000円であります。説明欄のところに書いてありますけれども、各検診の確定によるものでございますので、お願いいたします。

はぐっていただきまして、13款使用料及び手数料の関係でございます。2目の商

工使用料の関係でございますけれども、減額の1,130万9,000円でございます。説明欄を見ていただきたいと思いますが、ごまどう湯っ多里館の関係で先ほど申し上げたとおり、2カ月分の工事による休業の影響でございます。

それから、3目の土木使用料につきましては、減額2万6,000円ということで、トンネルの上空地ということで護摩堂のところのトンネルでございますけれども、完成して、はかり直したら前の台帳よりもちょっと延長が少ないという部分で、面積がちょっと減ったという部分での減額でございます。

それから、4目の教育使用料でございますけれども、35万円お願いするものでございます。これにつきましては、体育館とテニスコートということで、たしか体育館のほうは何かプロレス1回興行をやったと、その辺の影響で23万円。それから、テニスコートということで町外者の利用が多かったという部分で聞いております。

続きまして、手数料の関係でございますけれども、3目の衛生手数料でございますが、減額の93万8,000円。し尿の汲取りの関係で実績でございます。

60ページに行きまして、14款国庫支出金の関係でございます。1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金で減額の949万円でございます。内容につきましては、1節の社会福祉費負担金ということで減額の383万2,000円。これは、障害者の自立支援の関係でございまして、交付決定によるものでございます。

その下の2節の児童福祉費負担金につきましては167万3,000円。保育所の運営費でございます。これにつきましては、私立保育園に対する負担金ということで、14名が19名になったということで5人分増だというふうに聞いております。

それから、3節の児童手当負担金の部分では減額の733万1,000円でございます。これは、精算見込みといたしますか、そういうことで数字が出ましたので、今回整理をさせていただくものです。

その下の2目の衛生費国庫負担金は減額の9万9,000円。これにつきましては、母子保健衛生費負担金ということで2分の1補助だと思いたしますが、未熟児の療養医療費の部分でございます。

一番下の国庫補助金の関係でございますけれども、1目の民生費国庫補助金で減額の882万円でございます。説明欄のところを見ていただきたいと思いますが、一番最初の1節の社会福祉費補助金の関係で減額の667万4,000円。これにつきましては、自立支援の関係と、それと一番大きなのが臨時福祉給付金の関係で減額の727万3,000円の部分、これが一番大きい部分でございます。

それから、2節の児童福祉費補助金の関係で減額の214万6,000円。これも臨時特

例給付金の関係でございます。減額で同じ数字でございます。

それから、その一番下になりますけれども、2目の衛生費国庫補助金の関係で減額の69万2,000円でございます。それにつきましては、説明欄に書いてあるとおりでございます。循環型社会形成推進交付金、これは合併浄化槽の関係でございます。これが54万7,000円減額と、あとはがん検診の補助金ということで減額の54万1,000円。それから、一番下の働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費補助金ということで、これは39万6,000円とでございます。乳がんと子宮がんの関係になります。

はぐっていただきまして61ページ、3目の土木費国庫補助金で減額の291万3,000円でございます。これにつきましては、3節住宅費補助金ということでございまして、社会資本整備総合交付金の関係で耐震とリフォームを充てた部分でございますので、耐震がゼロでございましたので、実績がなかったという部分です。リフォームのほうは、それでも当初50件上げたのが半分ぐらい件数が上がってきた部分でございます。耐震の部分での減というふうに理解していただきたいと思っておりますし、4目の教育費国庫補助金では減額の8万2,000円でございます。内容につきましては、そこに書いてありますけれども、理科教育とか、それから特別支援の関係がございまして、そこに書いてあるとおりでございます。

それから、5目のがんばる地域交付金で19万円。これは交付決定によるものでございますし、3項の委託金の関係でございますが、土木費委託金ということで減額の1万2,000円。才歩川の樋門の実績の業務委託部分でございます。

それから、15款のほうに行きます。県支出金の関係でございますが、1目の民生費県負担金で減額の252万1,000円でございます。これは、自立支援の関係でございます。交付決定によるものでございます。

それから、62ページに行きまして、児童手当の関係で減額の184万1,000円ということで実績が出たという部分でございます。それに伴っての減額でございます。

それから、2目の衛生費県負担金でございますが、減額の4万9,000円。これにつきましては、母子保健衛生の負担金ということで2分の1の部分でございますし、3目の農林水産業費県負担金は減額の745万5,000円でございます。これは、地籍調査の部分での区域といいますか、その調査の区域の減でございます。

それから4目の事務委任交付金ということで3,000円。これにつきましては、幼稚園の関係で地域児童福祉事業調査の部分での3,000円でございます。

それから、一番下に行きまして、今度県の補助金の関係でございます。1目の民

生費県補助金で減額の476万7,000円でございます。これにつきましては、説明欄のところに書いてありますけれども、一番大きなのが重度心身障害者医療費助成事業ということで減額の438万7,000円でございます。

はぐっていただきまして、63ページでございます。2目の衛生費県補助金の関係で減額の29万2,000円でございます。これについては、説明欄に書いてあるとおりでございます。

それから、3目の労働費県補助金で減額の2万円。

それから、4目の農林水産業費県補助金で減額の7万円。これも実績でございます。

それから、5目の土木費県補助金の関係で減額の95万円。これにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、木造住宅の耐震診断、それから改修事業の補助金でございまして、実績がなかった部分で95万円の減額です。

それから、6目の教育費県補助金48万1,000円をお願いするものでございますけれども、これにつきましては放課後児童健全育成事業ということで実績見込みでございます。

続きまして、委託金の関係でございますが、総務費委託金ということで1,000円でございますけれども、これは経済センサスの関係で県のほうからの追加交付があったということでございます。

64ページにおきまして、16款財産収入でございます。1目の財産貸付収入ということで45万2,000円。これにつきましては説明欄に書いてあるとおり、いつもの教員住宅と交番敷地、それから護摩堂ふれあい広場の関係でございます。

それから、2目の利子及び配当金ということで6,000円。これにつきましては、生涯学習センターの建設基金という内容でございます。

それから、その下の財産売払収入でございますけれども、不動産売払収入ということで102万3,000円でございます。内容につきましては、現403号線の原ヶ崎のところを今、県のほうが歩道を整備しています。鈴木クリーニング屋から大阪屋支店さんのところ、そこの部分の町の所有している面積の部分で売却ということで92平米でございます。割り返していただくと単価が出ますけれども、そういう形での売払収入の部分でございます。

あと一番その下の寄附金の関係でございますけれども、指定寄附金ということで町民ゴルフ大会の関係での寄附金でございます。

はぐっていただきまして、今度は18款繰入金の関係でございます。特別会計繰入

金ということで、1目後期高齢者医療特別会計繰入金でございますけれども、23万8,000円ということで、これにつきましては平成25年度の精算分でございます。

その下の4目の水道事業会計繰入金で減額の2万7,000円。これにつきましては、扶養手当の減少ということでの減額の2万7,000円でございます。

それから、2項の基金繰入金でございますけれども、財調の関係で1億2,078万4,000円の財調への戻し入れでございますし、2目の減債基金の関係でございますけれども、これも3,019万7,000円の戻し入れでございます。

それから、3目の地域福祉基金繰入金ということで減額の16万3,000円でございます。これについては、心起園等の駐車場とかトイレとか、老人福祉センターのほうのトイレも一部直した部分での戻し入れの部分でございます。

それから、19款繰越金の関係でございますけれども、1,026万4,000円を充てるものでございます。

それでは、66ページのほうに行っていたきたいと思います。20款諸収入の関係でございます。受託事業収入の関係で、3目の教育費受託事業収入でございますけれども、減額の123万1,000円でございます。これは埋文の関係での請け差でございます。

それから、5項の雑入でございます。雑入といたしましては、補正額は951万1,000円でございます。2節の実費受入収入でございますけれども、保育所の部分で37万4,000円。

それから、還付金及び交付金ということで宝くじの関係でございますけれども、交付決定によるものでございます。

それから、雑入の関係でございますけれども、総体で456万6,000円ということで、大きなものだけ言いますけれども、雑入の関係では2番目の県単医療費に係る高額療養費の立てかえ分ということで国保の県障分でございます。これが464万4,000円。

それから、5段目になりますでしょうか、保育所広域入所市町村負担金ということで144万6,000円の部分であります。

それでは、67ページ、最後になりますけれども、過年度収入の部分で10万9,000円でございます。これにつきましては、25年度の児童手当の追加交付部分を見てございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、続いて歳出のほうをお願いします。

議会事務局長（中野幸作君） それでは、68ページの歳出の関係でございますけれども、まず1款議会費、会議録作成委託料72万円を減額するものでございますが、内容的

には不用額を整理するというものでございます。

総務課長（今井 薫君） では、2款の総務費のほうで見ていただきたいと思います。

1項総務管理費、3目の財産管理費ということで減額の78万9,000円でございます。説明欄に書いてありますけれども、空調の委託料の請け差でございます。

それから、10目の少子化・定住対策費ということで減額の112万円。これにつきましては、新婚世帯の家賃補助の関係でございます。26人見ていたわけでございますけれども、実質的には18名ということの内容での減額でございます。

はぐっていただきまして69ページ、選挙費の関係でございます。3目の町長選挙費、減額の161万9,000円でございます。

それから、4目の農業委員会委員選挙費でございますけれども、減額の335万8,000円ということで、選挙の額ということでございます。

それから、最後に総務費の関係で71ページになります。2目の経済統計調査費の関係で2,000円の補正でございます。職員普通旅費になりますので、お願いいたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、私のほうからご説明申し上げます。

80ページをお開きください。上の段になります。5款1項労働費になります。労働諸費、雇用その他事業で15万4,000円の減額をお願いするものでございまして、歳入のほうでもお話ししました地方バス路線対策補助金の額の確定による減額でございます。

地域整備課長（土田 覚君） 続きまして、下段のほうになります。6款農林水産業費、1項農業費、6目の農地費でございますが、減額の1,793万8,000円をお願いするものでございます。

説明欄をお願いします。28節の繰出金につきましては、797万5,000円の減額をお願いするもので、集落排水事業特別会計繰出金で集落排水事業会計がほぼ事業が確定したことによりまして、それらの経費の精算によりまして797万5,000円をお願いするものでございます。

次に、国土調査事業でございますが、減額の996万3,000円をお願いするものでございます。これも事業の確定によりまして、減額させていただくものですが、大きな要因は13節の委託料893万2,000円の減額をお願いするものでございますが、当初面積が0.52平方キロということで下横場地内を予定しておったのですが、占用地分は国土調査をしなくてもいいということになりまして、確定面積で0.16平方キロとなりまして、占用地分を考慮したことによりまして893万2,000円、総額で996万

3,000円の減額をお願いするものでございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 8目になります多面的機能支払交付金でございます。43万4,000円の減額をお願いするものでございまして、多面的機能支払交付金事業ということで1ページはぐっていただきまして81ページ、19節の負担金補助及び交付金になります。資源向上支払交付金ということで、今回から、今年度から多面的機能支払いということで名称が変わったわけでございますけれども、多面的機能の増進を図る活動に取り組んだ場合は6分の6、100%ということだったんですけれども、今回当初予算の段階では同じ多面的機能の増進を図る活動、8つの活動があるのですけれども、特別な活動をどれかに取り組みば100%ということだったのですけれども、各活動組織、実際に活動を始めた中で今年度はなかなか取り組めないということで6分の5に減額されますよということで、例えば田んぼ、中店なら100%交付なのですけれども、10アール2,400円が2,000円とか、田上郷は75%交付でしたので、田んぼでいけば1,800円が1,500円に下がるということでございまして、それらを合わせた金額が43万4,000円となるということでございます。

続きまして、中段でございます。2項林業費、1目林業振興費、林業振興事業ということで19万2,000円の補正をお願いするものでございまして、森林環境保全整備事業ということで、毎年これ森林組合が個人から保育の作業委託を受ける、その中で町が10分の1の補助金をつけるという事業でございまして、本年度当初予定していたものより実際に面積的に増加したもので、不足分の19万2,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目林業整備費6万2,000円の減額をお願いするものでございます。歳入にも出てきましたけれども、林道整備事業ということで林道護摩堂線橋梁点検業務委託ということで、請負差額による減となってございます。

続きまして、7款1項商工費でございます。4目の湯っ多里館事業費ということで3,651万1,000円の減額をお願いするものでございまして、歳入でも申し上げましたとおり、12月までの予算を組んでいたのですけれども、11月、12月ということで休業となりましたので、その不用額を減額させていただき補正でございます。湯っ多里館管理事業で1,701万5,000円の減額をお願いするもので、それぞれ7節の賃金から13節委託料、この間全て減額ということでございますので、よろしく申し上げます。

それと、82ページになります。湯っ多里館管理その他事業ということで1,949万6,000円の減額をお願いするものでございまして、15節の工事請負費、こまどう温泉

浚渫工事ということで9月補正で上げさせていただきましたけれども、その後湯量の点検をした中で26年度では浚渫はいいだろうということで全額を落とさせていただくものでございます。

それと、湯っ多里館改修工事関係でございますけれども、建築本体等設備のほうは終わったのですけれども、体験棟の工事がまだ途中でございまして、その辺の契約額掛ける増嵩分のマックス30%分を残した部分で不用額を今回減額させていただくものでございますので、よろしく申し上げます。

地域整備課長（土田 覚君） 1ページおはぐりください。83ページをよろしく申し上げます。8款土木費、1項道路橋梁費、2目の道路維持費でございますが、減額の200万円をお願いするものでございます。

説明欄でお話しさせていただきます。道路維持総務事業につきましては、9万6,000円の減額をお願いするものでございます。需用費の光熱水費でございますが、18万円の追加をお願いするものでございまして、街路灯やポンプ場等の実績による不足が見込まれるため18万円の追加をお願いするものでございます。

また、13節の委託料、五明寺トンネル点検調査委託につきましては、補助事業で行う、道路橋とトンネルにつきましてはもう法整備がされていまして、今後5年間で点検をしなければならない、それも金太郎あめのように5年ごとに点検をしていかねばならないという法整備がされてございますので、補助事業で行いたいため、今回予算で盛っておった27万6,000円を不用額として減額したいというものでございます。

次に、道路維持その他事業でございますが、12節の役務費、手数料でございます。立ち木処理、今年雪が少しやっぱり多うございまして、重たい雪でございまして、立ち木処理に不足が見込まれるため、手数料ということで31万5,000円をお願いしたいと思います。追加をお願いするものでございます。

また、消雪パイプ工事事業でございますが、221万9,000円の減額をお願いするものでございますが、15節の工事請負費、それらにつきましては請負請け差でございますので、よろしくお願いいたします。

3目の除雪対策費でございますが、57万8,000円の減額をお願いするものでございます。除雪対策事業の需用費、光熱水費でございますが、これもやはり雪が除雪に至らないとしても、少しずつやっぱり降っていたわけでもございまして、消雪パイプがかなり回ったことによりまして、光熱水費の電気料金に不足が生じる見込みがあるため、58万円の追加をお願いするものでございます。

次の14節の使用料及び賃借料でございますが、除雪機械借上料、これはリース料でございますが、額の確定により不用額として115万8,000円を減額するものでございます。

次に、5目の地域活性化対策費18万4,000円の減額をお願いするものでございますが、がんばる地域交付金事業の川ノ下・小屋沢1号線の請負請け差を18万4,000円減額をお願いするものでございます。

84ページをお願いします。2項2目の河川改良費でございますが、1万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、才歩川水門他操作業務委託料、これ国からのトンネルなのでございますが、実績により1万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、3項1目の都市計画総務費でございます。21万6,000円の減額をお願いするものでございます。それについては、土地利用事業の都市計画用途地域変更業務委託21万6,000円の減額ということで、これらにつきましては請負請け差でございます。

また3目の下水道対策費2,097万2,000円の減額をお願いするもので、後でお話ししますが、下水道事業の確定によりまして繰出金を2,097万2,000円減額するものでございます。

次に、4項1目の住宅管理費でございます。先ほど歳入のほうでもお話があったとおりでございますが、住宅管理費でございまして、677万5,000円の減額をお願いするものでございます。

1ページおはぐりください。内容を説明させていただきます。耐震診断補助金ということで80万円の減額、当初予算では10件見ておったのですが、実績がなかったという、ゼロ件だったということで丸々80万円の減額をお願いするものでございます。

また、耐震改修補助金につきましても5件を見てございましたが、ゼロ件でございましたので、325万円の減額をお願いするものでございます。

次の住宅リフォーム補助金ということで、鳴り物入りで補助金をお願いしたいといったものでございますが、272万5,000円ということでいろんな方面に努力して、努力が足りないという監査委員のご指摘もあるのですが、いろんな方面にアピールさせていただきました。なかなかちょっとでもお話しした中で、やっぱり町内企業という部分がかかなり重しにもなりますし、今年は力入れてまたやらせていただきますが、50件見ておったのが上限10万円の補助金なのですが、23件の実績でございました。したがって、27件分の272万5,000円の減額をお願いするものでございま

す。

以上でございます。

総務課長（今井 薫君） 最後の9款でございます。消防費の関係でございますが、1目の常備消防費の関係で減額の193万6,000円でございます。説明欄に書いてあるとおり、消防衛生組合の負担金との関係で無線デジタル化の精算でございます。

それから、3目の消防施設費でございますが、減額の34万7,000円。これにつきましては、防火水槽の工事の請け差の部分でございます。

それから、4目の防災費の関係で75万円の減額。これにつきましては、請け差の部分で25万円、それから窓口として50万円設けておりましたので、合わせて75万円ということでの減額でございます。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

では、説明終わりました。質疑のある方どうぞ。

13番（泉田壽一君） 総務課長、揚げ足取りではないので、これは確認のために。

歳入、町税、900万円の増、償却資産の増によるという、税務用語では償却資産の増というのですか。私の感覚では、設備投資ということなのですから、償却資産というのは減価償却だからマイナスになることはあってもプラスになることはないという、私の頭の中は。プラスになることというのは、設備投資はプラスになりますけれども、課税の対象に。償却資産というのは減価償却ですので、マイナスになると。だから、プラスになるものは税務用語ですので、町というのはそういう税務用語で、そういう言葉でやると。そうすると、私の感覚と全く税務なんかの感覚が違うのだとすれば、揚げ足取りではないので。

総務課長（今井 薫君） 償却資産というのではないのでしょうか。

13番（泉田壽一君） 設備投資だろう。

総務課長（今井 薫君） いいえ、違います。償却資産になります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 中身が土地と家屋と償却資産の3つ合わさって固定資産になっていますから、設備のほうは税務用語で償却資産ということになると思います。私はそういう認識です。

13番（泉田壽一君） そうすると、私の感覚の違いなのだろうか。要するに設備投資というのは、製造ラインとか機械を買ったりして設備投資をすることによって、それに対して課税されるわけですから設備投資。それで、償却資産というのは、設備投資をしたものがその金額と式というのはどういうものによってか、減価償却として

毎年購入費の何%の何カ年という償却年数に合わせて減価償却で見られるというのは、その分が引けるということです。だから税務の中にある我々の感覚というか、私らが理解しているのとその部分がいや、違うなと思って。だから、税務用語としては、そういう決め方なのですか。どうも企業感覚として、一企業として設備投資をして課税されてきた、課税される側の感覚として、ううんと思うところがあるのですけれども。

総務課長（今井 薫君） 表現の仕方としては償却資産なのです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 土地と家屋と、要するに設備だこてね。機械装備したら……

13番（泉田壽一君） いいですか、土地の場合は評価が変わるけれども、償却ということはないのですよね。評価があって、何年に1回の評価替えがあって土地が変わります。設備投資に関しては、例えばある程度の一定金額を建設屋であればリースで入れれば、全てそれが経費に落ちますけれども、買えば利益としてみなされて、それが減価償却の対象になっていって、当初は設備投資であって、それで毎年落ちる。それから、製造業でラインを作ると、設備投資で製造ラインを。それで、その製造ラインが、作ったラインが、固有の話をしてあれですけども、例えば住宅関係のプレカットなんていうと、あれ製造ラインが多くとられる。ラインで設備投資するわけですので、それはそれとして設備投資をしたときに課税されて、その分から減価償却の計算方法があって、それで毎年減価償却されているということなので、私にすれば増になるというのは設備投資であって、償却というのは毎年落とす、減らす金だという理解で税というのは区分されているという頭にいるものですから、余計なことは後で下に行って、細かいところは話の納得いくような感じがしますので、ここでそんな話ししていてもあれだけども、そういう疑問があったので、今やらせてもらいました。

総務課長（今井 薫君） あくまでも資産に対する課税なのです。だから、呼び方としては償却資産、固定資産というふうな形になります。

（何事かの声あり）

11番（池井 豊君） 85ページ、ちょっと耐震診断のところで、今ちょっと答えられなかったら予算委員会でもいいのですけれども、耐震診断10件でゼロ件というのはちょっとこれまた異常なような気がして、前からそういう耐震診断なかなか普及できていないのですけれども、ほかの市町村で、市町村の一般会計からの持ち出しで、もうちょっとお金を出して診断100%見るとか改修費用のほうもっといっぱい見ると

か、そういう取り組み、ほかの市町村はどのような状況なのか。ほかの市町村でもこうやってあるけれども、ゼロ件だというような状況なのか、ほかの市町村の状況を聞かせてもらいたいと思っています。今ちょっと資料がなければ、これまた27年度もあるのでしょうか。ちょっとそこら辺も含めてお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） まず診断でございますが、個人負担は1万円でございますが、残りが国と県と町が負担することになります。したがって、国からは耐震改修補助金でございますが、上限65万円の補助金ということになりますので、これも国と県と町ということで補助金を交付することになります。

耐震診断につきましては、非常に時限立法的なものがございまして、5年間でということになってございます。それで、実績をお話しさせていただきますが、当町は23年から補助という耐震診断をやってございまして、23年度は7件、24年度は1件、25年度は1件、26年度は残念ながらゼロ件ということで結構周知をしてきた結果で大分細々となってきたということでございますが、5年間やりなさいということでの国、県の補助金がついているものですから、よろしくお願ひしたいのですが、もう一つは、耐震診断、耐震改修につきましても制限がかかってございまして56年以前の建物に限るのです。要は、そうすると、今現在33年間たつてございまして、もう33年になると新築しようかという方が多かったりというふうに私どもでは分析しています。

したがって、これらの状況を踏まえまして、また新年度予算でもお話し申し上げますが、来年度については耐震診断については半分くらい、改修についても半分くらいというふうに思っています。来年度でこの制度というか、耐震診断の町民向けの補助制度は5年間の時限立法ということで終わりますので、そういう形でご理解いただきたいと思ひます。

11番（池井 豊君） せっかく国がこういう制度を作ったのに利用がないというのはちょっと異常だと思いますので、予算委員会のころまでに近隣市町村の状況をちょっとどのように使われているか等、近隣市町村独自でまた診断の1万円を持っている市町村があるとか、何かそういうやり方があるのかどうか、ちょっと調べていただきたいと思っています。これについては、これで結構です。

それと、もう一つ、ちょっと聞きにくいというか、下水道の繰出金と集配の繰出金、そっちで説明しますと言われたのだけれども、繰越金というのはいつもこんなに余っていましたでしょうか。ちょっと予算立て上の下水道で2,000万円、集排で800万円ぐらいかという状況というのは、これ通常の状況なのかどうかちょっと聞か

せていただきたいと思います。繰出金として通常なのかどうかということ。中身はいいです、そっちのほうで聞きますので。

地域整備課長（土田 覚君） 特別会計の中でご説明申し上げますが、事業のほぼ確定に、この時期に合わせまして大体このぐらいというふうな形で繰出金を精算するという形になってございますので、また特別会計のほうでもお話しいたしますので、よろしく願いいたします。

9番（川口與志郎君） 住宅リフォームの件でちょっとお聞きしたいのですが、残念ながら23件ということで、これは県内でかなりの市町村実施されていますが、残ったというのは、そういう自治体は少ないのではないかなと思います。どうしてこうなったのかということを引きつと総括しないと、また来年度は予算が組まれているようですので、また同じ繰返しをしていただきたくないなというふうに思います。

それで、先ほどその例としてちょっと二、三話がありました。町民の皆さんは町外の業者、リフォーム関係の業者とのつながりが深く、私も実はそうなのですが、加茂の友人がリフォームの関係の仕事をしていまして、ずっとお願いしてきました。急にやりたいことがあるのですけれども、田上の業者というのわからないのです。つながりがないものですから。だから抵抗があります、田上の業者の人をお願いするというのは。

それで、ちょっと思ったのですが、商工会の建築関係、リフォーム関係の業者の方が住民の人に働きかけると違って、例えば私のところへ何かありませんかというような話があったら、ああ、やりたいなと思うのもあるのですが、一応加茂なので、なかなか町内の業者と結びつかないという。何件かこの件で電話はありまして、やっぱり田上の業者と限るのですかという、そういう電話がありまして、それはそうなのですよというふうに言いましたら、その辺どうクリアするかというのが非常に重要なのでしょうか。つまり商工会の業者の方が自分のつながりのあるところでリフォームはありますか、こんないい制度がありますよと働きかけるとか、そういうことがあるともっと違って来たのではないか。大変有利な、2割ですから、20%の補助ですから、消費税上がったのは8%、3%。前は5%と決まっていたから3%ですよ。だから、相当20%ですから非常に有利な制度です。それこんなに有利なのですと、消費税を超えたというところをわかってくれると、それで手続上もこういうふうにするのですよということがわかると、町民の人たちの需要が多いと思うのですが、その辺需要の関係もないわけではないと思うのですが、いかがですか。ちょっと住宅リフォーム、これ次年度27年、100%やっていただ

きたいと思いますので、今回の今年度の総括といいますか、もうちょっとお願いしたいと思うのです。

地域整備課長（土田 覚君） 川口さんのお言葉も真摯に受けとめますが、住宅リフォームにつきましては、本当に議員の皆さんからもやっていただきたいということで、もう何年も前から、ではやっていこうということで設けた。これは国が2分の1、町が2分の1です。したがって、500万円の総額の内訳というのは町が半分持つわけです。目的は町内企業の活性化です。ということを目指してございます。したがって、要は町の業者さんの活性化ということで設けた事業でございます。多くは、ほとんどが水回りだとか外壁塗装だとか部屋の改築とかそういうものにリフォーム事業に使われておるわけでございまして、今年というか、26年度は年始めにまず建築組合への要請、それから当然そうなれば建築組合さんへの要請ということで70何件もおられます。その方々にも要請。したがって、その上部団体の商工会の要請もしてきたところでございまして、また、排水設備で水道屋さんや管工事組合、建築業協会もあわせて要請をしてきたところでございまして、また、町にとってもダイワホームズさんとかそういうところにチラシを置いていただくなり、年2回のチラシ、またホームページでも周知してきたところなのですが、残念ながら結果としてはこうなりました。26年度の予算委員会でもお話ししましたが、もう少しこ入れしながら、町内の活性化のためにこの事業は満額使えるような形で使っていただくような形で周知したいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

総括としては以上でございます。

9番（川口與志郎君） 町内のリフォーム関係の業者の方が潤う、結果として税金も入ってきますから町もということで、本当非常に活性化という意味で大事な事業だと思います。今度消費税が上がる前に3月以前にやってしまって、4月以降余りなかったというようなこともあるのかもしれないのですが、また今度消費税が上がります。それで、その前にやるという、今度は需要、住宅リフォームの要望が強まるということですよね、駆け込みですから。だから今、今年チャンスだと、27年度はチャンスではないかと。町民の側から言うと、住宅をリフォームするチャンスと。しかも、先ほども申し上げましたが、20%、50万円という頭打ちはありますけれども、20%というのは大きな補助ですので、これはぜひ要望ですから、27年度は100%やっていただくようにご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 努力するようにいたしますが、23件の平均的なリフォームの費用でございますが、約200万円前後というふうになってございます。したがって、町内で4,600万円ほど、少ないかもしれないですけども、お金が回っているということをご理解いただきたいと思いますし、今、川口さんがおっしゃった27年度が大変チャンスだということでございますので、その辺も心にとどめながら周知等、伝えていきたいと思っております。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、私から1点だけ財政調整基金と減債基金、繰り戻ししてありますけれども、今現在高というのはどのぐらいになるのですか。

総務課長（今井 薫君） 繰り戻したあとでございますけれども、財調で8億3,751万8,000円です。減債が5億4,949万1,000円でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

なければ、議案第18号の質疑を終わりたいと思います。

あと、では皆さん帰りますか。

では、地域整備課だけ残してどうぞ。

（執行部一部退席）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、地域整備課のほう、議案第19、20、25号、一括でお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） 終盤になりましたが、よろしく申し上げます。89ページお願いします。89、議案第19号です。田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,938万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,004万2,000円とするものでございます。それらにつきましては、歳入から説明させていただきますが、年度末に至り、事業を確定したことによりまして経費の整理をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

歳入からお話しさせていただきます。94ページまでをはぐっていただきたいと思っております。それではよろしく申し上げます。歳入、分担金及び負担金、1項の負担金でございますが、下水道事業の負担金で補正額3万3,000円をお願いするものでございまして、2件分の受益者負担金を受け入れるものでございます。新たに下水道区域の中で猶予されていた土地が住宅になったりして受益者負担金を賦課したということでございますので、よろしく申し上げます。2件分です。

それから、1項1目の使用料でございます。146万円の減額でございます。現年度

使用料200万円ということで、これらについては水量の減ということで200万円の減額をお願いするものでございます。また、滞納繰り越し分については54万円ということで入るということでございますので、合わせて146万円の減額をお願いするものでございます。現年度使用料の減額につきましての200万円の主だった理由でございますが、当下水道会計も湯っ多里館の営業休止がやっぱりちょっと大きく響いてございまして、それらがございまして、ちょっと減額させていただきたいというふうに思っております。

それでは、2項の手数料、下水道手数料でございますが、11万円の増額をお願いするものでございまして、排水設備等登録手数料で今年排水設備等の登録の切りかえの時期でございましたので、22件分の手数料を見込むものでございます。

おはぐりください。95ページになります。1項1目の国庫補助金でございますが、下水道事業費国庫補助金43万2,000円の減額をお願いするもので、社会資本整備総合交付金43万2,000円でございますが、事業の精算に合わせて減額するもので、これらの内容については実施設計等の委託の改築診断も補助事業で行っていますが、それらの請負請け差でございます。

1項、1目の繰入金でございますが、2,097万2,000円の減額。先ほども一般会計で話をしましたが、2,097万2,000円ということで減額をお願いするものです。これは、歳出の減額に合わせての一般会計の繰り入れの額が決まってくるので、歳出に合わせての繰入金の減額ということになりますので、よろしく申し上げます。

1項1目の繰越金でございますが、424万1,000円をお願いするものでございます。これは事業の精算に合わせて繰越金を見込むものでございますので、よろしく申し上げます。

次に、貸付金元利収入という諸収入になりますが、減額の50万円ということでございますが、これは預託金でございます。1件分だけ残して排水設備等の資金の貸し付けの元利収入ということで預託を行っておるわけですが、1件当たり25万円を預託しているわけですが、1件分だけ残して精算したいというふうに思っております。

次に、7款1項1目の下水道事業債でございますが、40万円の減額ということで、事業の確定によりまして、これも先ほど来、請け差でございます。40万円の下水道事業債を減額するものでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、1ページおはぐりください。歳出を説明させていただきます。97ページでございますが、1款1項1目の一般管理費でございます。100万1,000円の減額

をお願いするものでございまして、説明欄にもありますとおり、不用額を整理するものでございます。旅費、消耗品、節約に努めた関係もございまして、貸し付けの50万円、それから公課費の34万1,000円の減額、これも消費税の額の確定によりの減額でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、1款2項1目の管渠維持費でございまして、367万7,000円の減額をお願いするものでございまして。説明欄をお願いいたします。下水道事業として367万7,000円の減額をお願いするものでございまして。需用費の修繕料については、修繕がなかったということで不用額ということで50万2,000円。

それから、12節の役務費、手数料、これはポンプ場の清掃手数料でございまして。いろいろな財政的な事情も考えてございまして、比較的汚れが少なかったことから清掃手数料を一部106万8,000円の減額をお願いするものでございまして。

13節の委託料につきましては、双方ともに請負請け差でございまして。

次に、15節の工事請負費176万円の減額をお願いするものでございまして、汚水管渠等の補修工事、毎年何年かに1遍ずつ管渠の点検をしてございまして。その中で、点検をした中で悪いところがあれば直すのですが、比較的補修をする箇所がなかったことから、一部は使用してございまして、不用額として176万円の減額をお願いするものでございまして。

次に、処理場管理費でございまして。2項2目の処理場管理費でございまして、658万9,000円の減額と、かなり大きいのでございまして、お願いするものでございまして、説明欄を見ていただきたいと思ひます。11節の需用費につきましては、おのおの不用額でございまして、光熱水費だけは実績による電気料の不足が見込まれることから44万円をお願いするものでございまして。また、修繕料でございまして、224万8,000円ということでちょっと大きく減額させていただきますが、今年は大きな壊れ物がなかったということで、修繕費を使わなくても幸いにしてよかったということでの修繕費の不用額として落とすものでございまして。

次に、12節の手数料についても不用額でございまして、13節の委託料でございまして。13節の委託料につきましては、454万5,000円ということで下水道施設の維持管理業務400万7,000円、これは請負請け差でございまして。水質検査、電気設備、庭木等、気象観測等すべてこれらについては請負請け差でございまして、よろしくお願ひいたします。

次に、1項1目の下水道事業費でございまして、596万4,000円の減額をお願いするものでございまして。説明欄をお願いいたします。職員手当等で超勤手当を20万円ほど

不用が見込まれるため減額させていただきたいと思ひますし、需用費についても事業のほほ確定によりまして10万8,000円の減額をお願いするものでござひます。

それから、13節の委託料280万5,000円の減額をお願いするものでござひます。双方、田上終末処理場の改築工事の実施設計業務86万4,000円の減額、下水事業資料作成業務194万1,000円の減額、これらについては請負請け差でござひます。

また、15節の工事請負費285万1,000円でござひますが、管渠布設工事、公共ます設置工事、いずれも今年に新たに伏せるようなところがなかつたということで、新築等の工事がなかつたとかそういうことでござひまして、不用額として285万1,000円の減額をお願いするものでござひます。

次に、3款1項1目の元金14万1,000円をお願いするものでござひます。額の確定によりまして14万1,000円の追加をお願いするものでござひます。また、2目の利子につきましては、229万円の減額をお願いするものでござひます。これについては、当初予算では財政当局から3%で利息を見てくださひねということで言つていたのですが、確定が0.6%でござひましたので、229万円の減額、一応利子償還金ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。あと一借の金利利子償還金も8万7,000円ということでの減額で不用額でござひますので、よろしくお願ひします。

したがひまして、事業の精算に合わせまして、ほほ確定したことによりまして精算をしたものでござひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でござひます。

(続けて続けての声あり)

地域整備課長(土田 覚君) すみません。続きまして、議案20号をお願いします。101ページでござひます。平成26年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ513万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,246万8,000円とするものでござひます。

それでは、説明を申し上げます。106ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。集落排水の歳入につきましては、2款1項の使用料、農業集落排水使用料、補正額21万1,000円の追加をお願いするもので、この内容につきましては、滞納繰り越し分の農業集落排水使用料が入るということでござひます。

次に、3款1項1目の繰入金でござひますが、797万5,000円の減額をお願いするものでござひますが、事業の歳出の確定に合わせまして減額するものでござひます。

繰越金でござひますが、1項繰越金、1目の繰越金でござひますが、263万2,000円、これは精算に合わせまして263万2,000円の繰越金を見込むものでござひます。

歳出をご説明申し上げます。おはぐりください。107ページになります。1款1項1目の一般管理費でございますが、38万6,000円の減額をお願いするものでございます。この内容につきましては、公課費の消費税が金額の確定によりまして38万6,000円の減額をお願いするものでございます。

それから、1款2項1目管渠維持費でございますが、249万8,000円の減額ということでございます。

説明欄をお願いします。修繕料につきましては、やはり不用額が見込まれる修繕する箇所がなかったということで217万円の減額。

それから、13節の委託料、污水管渠清掃業務委託及び集落排水台帳作成業務委託については請負請け差でございます。

それから、15節の工事請負費でございますが、污水管渠等補修工事、これにつきましては、管渠等を補修する工事箇所が少なかったということで不用額として22万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、2目の処理場維持費でございますが、224万8,000円の減額をお願いするものでございます。

説明欄をお願いします。11節の需用費でございますが、197万8,000円の減額をお願いするもので、消耗品については節減に努めた不用額ということでございますし、光熱水費はやはり下水道事業会計とも電気料の関係なのですが、実績に不足が見込まれるため、27万9,000円の追加をお願いするものでございます。

また、修繕料でございますが、208万4,000円の減額をお願いするものでございますが、処理場、横場と保明の処理場を抱えていますが、今年は処理場の関係で壊れ物が、修繕する箇所が少なかったということで、不用額として208万4,000円の減額をお願いするものでございます。

13節の委託料につきましては、27万円の減額ということでございますが、処理場維持管理業務委託の請負請け差でございますので、よろしく申し上げます。したがって、集落排水事業につきましても、事業が確定したことによりまして、精算に合わせて今回補正をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、しかも飛ぶのですが、151ページをお願いいたします。議案第25号でございますが、田上町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。予算3条に定めました収益的支出の水道事業費用予定額を516万1,000円減額し、2億6,475万円とするものであります。その主な内容であります。年度末に至り、予定した事業がほぼ確定したことにより、経費の整理をお願いするものでございます。

それでは、説明を申し上げます。第1款水道事業費用でございますが、152ページをお願いします。1款水道事業費用、1項営業費用、4目のその他の営業費用でございますが、2万7,000円の減額をお願いするものでございますが、先ほども総務課長のところでお話ししましたが、扶養手当の関係で額の確定によりまして2万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、2項1目の支払利息及び取り扱い諸費でございます。464万7,000円の減額をお願いするものでございます。これについては、2節の企業債利息、これも先ほどお話ししたとおり、当初予算では利息3%で計上しておったわけでございますが、年で0.6%という利率の確定によりまして464万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、3項1目の特別損失でございますが、48万7,000円の減額をお願いするものでございます。特別損失をする、例えば結構一生懸命頑張った絡みで、未納額の減少によりまして特別損失の部分を減額するものでございます。48万7,000円減額するものでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

それでは、下水道、集落排水、水道事業それぞれ説明いただきましたが、質疑のある方どうぞ。

11番（池井 豊君） さっきの一般会計の繰り出しと、こっちの繰り入れとの関係で、さっき課長はその金額、通常範囲内だと言っていたのですけれども、通常範囲内の予算立てであれば、例えば97、98あたりの説明では、管渠維持費で箇所が少なかったとか、または98ページの修繕料のところでも大きな壊れ物がなかったというような表現だったのですけれども、大きな壊れ物がないとか修繕箇所が少なかったという状況で、通常と同じような繰り出しを戻したということは、では通常大きな壊れ物や修繕箇所がなかったということなのではないでしょうか。または、集落排水のところでも、例えば107ページのところでも需用費、修繕料で管渠のほうでは修繕箇所が少なかったとか、処理場維持費のほうでは今年は、今年もというふうに言いかえて箇所が少なかったというふうに説明したのですけれども、ということは当初予算の盛り方からしてちょっと多く盛り過ぎでいっているというふうな認識なのですか、そこら辺はどのように課長は考えていますか。

地域整備課長（土田 覚君） 非常に言葉が悪くて申しわけなかったのですけれども、通常、大体毎年この時期にこのぐらいずつという意味合いで私も総額の減額をお願

いしているという意味合いでお話したのですが、今、池井委員がおっしゃるように、盛り過ぎだったのではないかと、したがって、そうなれば当然一般会計の繰出金が少なくなるわけだから、一般会計としては楽になるのではないかというご指摘だと私は思うのですけれども、やはり下水道事業につきましてもその辺の議論というのは前々からやってきたことはやってきたのです。例えば大事故になれば大きくお金がかかるから、専決をとればいいのではないかという話もあるし、ただ盛っておかないと、毎年、新年度予算のときにもまたお話ししますが、ほぼ大体同じぐらいの修繕費を見込んでございます。でも、それを見込んでおかないと、いざというとき待てるものと待てないものがあるのです。修繕の都合上とかそういうものというものがあるわけですから、やっぱり通常毎年同じぐらい予算の修繕費を見込んでいて、使わなかったらということは悪いですね。補修する箇所がなかったりとか、壊れた部分がなかったりとかという部分で不用額が生じるというのが現実でございますので、ご指摘はよくわかります。いろんな方法論があると思うのですが、池井さんにはわかっていただきたいのは、皆さんにはわかっていただきたいのは、いざというときに、きょうもう24時間動いているわけですから、きょう言って、あしたに直さなければならぬというのものもあるわけです。そうしたら……

(今、直さねばというものの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 今、直さなければならぬというのものもあるのです。そうすると、ある程度の修繕費とかそういう予算を盛り込んでおかないと対応できないということになりますし、例えば公共ますであれば当初から、新年度予算の論議になってしまいますけれども、ある程度見ておかないと、当然それに対応できなくなることになりますから、それをこの3月にほぼ事業が確定したことによってということで精算するものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) ほかにありませんか。

では、説明長くしてもらいましたが、質疑はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、討論、採決をしたいと思います。まず承認第1号 専決処分(平成26年度田上町一般会計補正予算(第6号))について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討

論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) では、異議なしと認めます。

議案第4号 町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第5号 田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第7号 田上町行政手続条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第8号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第9号 田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第16号 田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第18号 平成26年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定についての中で、第1表歳入、第1表歳出のうち1款議会費、2款総務費の1、4、5項、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、討論のある方。ありませんか。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第19号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第20号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第25号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

それでは、これですべて議案のほうは審査終了しました。ありがとうございました。

では、委員の皆さん、10分間休憩しますので、川口さんにちょっと準備をしていただいて、請願のほうの審査を、では25分からしたいと思います。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、最後に残りました請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願でございますが、小池議員から傍聴の申し入れがありますので、許可をしております。

それでは、紹介議員の川口委員のほうから説明をお願いいたします。

9番（川口與志郎君） お忙しい中で本当貴重なお時間をいただいて大変ありがたいというか、申しわけないという気持ちがないわけではありませんが、農業改革というのは非常に大きな問題だと思いますので、ご審議をお願いいたします。できれば、ご審議の上、請願を採択していただけたらというふうに考えます。

請願団体ですが、2つありまして、1つは皆さんご承知のように農民連、農民運動新潟県連合、もう一つの団体、これ初めて登場したのではないかと思います、新潟県農協労働組合連合会、農協の職員の方で構成する組合だと思います。それぞれの単位農協に職員の方がおられて労働組合を作って、それが全県的にまとまったのが新潟県農協労働組合連合会だと思います。この2つが請願の団体であります。

まず、請願の趣旨を読み上げまして、その後ちょっと二、三説明をさせていただきます。

請願の趣旨。

政府は、今国会に農業改革に関する法案を提案しようとしています。規制改革会議の答申を受けて進められている農業改革の名による農協、農業委員会改革は、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのもののあり方にかかわる重大な問題です。

今、提起されている農業改革は、安倍首相の日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にするという成長戦略の一環として、これまでの競争原理がなじまないとされてきた医療、健康分野と並んで農業を企業の自由競争の場に開放する政策の一環として進められているもので、その障害となる農地法や農協、農業委員会を岩盤規制と称して、事実上解体を目指すものになっています。

今回の農業改革が進められるならば、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまいます。ICA国際協同組合同盟も協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判しています。

私たちは、安全、安心な食料を生産する家族農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族農業経営、暮らしを支える農協を発展させてこ

そ、地域と地域経済を活性化する道だと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項の実現を請願します。

請願事項。

1、農政改革に当たっては、国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上を目指すものとする。一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員会の公選制などの廃止を止めること。

2、協同組合である農協のあり方は農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。

以上です。これが請願の文章であります。

ちょっと一、二申し上げて、ご質問受けたと思います。1つは安倍政権の農協の改革は、単位農協とか全中などの要望ではなくて、そういう実情から生まれてくる改革ではなくて、上から岩盤規制という、そういう農協の弱体、岩盤規制を壊して弱体化するというにあり。農協が、特に田上の農家に果たしてきた役割は非常に大きいものがあることは皆さんご承知のとおりであります。長年、何十年も農協と農家の方が密着をして、手を携えて農業経営をやってきました。もう非常に深く根づいていまして、それを壊すというのは、弱体化するというのは、簡単にはいけないのではないかと思います。特に上からではなくて、農協自身が自分の手で改革をしていくということが、自主的な改革が非常に大事だというふうに思います。

この請願文では触れていませんが、資料を検討してきましたが、前全中の副会長がかなり長文に渡って、農民連の「農民」という新聞なのですが、ここで述べています。改革の部分だけちょっと申し上げますが、1つは予約購買、全面委託販売など見直す必要があるのではないかと述べています。予約購買、全面委託販売は農協がやって、農家の方からそういうことでやってきた。60年も続いたので、危機意識がちょっと弱い、逆に言えば、自分から自分の作った農作物を販売していくと、そういうことでちょっと緩みが出ているのではないかと、それを強めていきたい、見直したいというのが1点目です。

それから、消費者の動向、消費、特にコメなんかコメ余りになっているわけですが、それでも、消費者の動向に疎いということです。もっともっと消費者の動向に注目しなければいけないと。

3番目が営農指導力、これは農協の大事な柱で、利益を度外視してやっていたのですが、営農指導員をもっと強化していく必要があるのではないかと。なかなか指導

がうまくいかなくなっている、これはだめだと、改善の余地があるということ。

それから、公平の視点ということで、生産された農作物のいいものとブランド性の高いもの、質の高いもの、それはやっぱり高い価格で扱わなければいけないのが、何でも平等にという点があって、公平という観点からいいものを作った人、皆それが報われていくという、そういう改革が必要だ。これ4点を村上という方が述べています。前全中副会長、今は広島農協の会長をやっておられますが、その方がこうやって述べています。そういうふうに自主的に深く農家の実情をつかまえていますので、その方の実情に沿って、農協みずからが改革していくと、これが大事なことだというふうに思います。

それから、もう一つ申し上げたいのは、家族農業経営ということでありまして。ご承知のとおりで農家は家族経営です。奥さんも子どもさんも、世帯主はもちろんそうですが、みんなが力を合わせて家族経営をやってきて、日本の農家を支えてきました。専業の方も兼業の方も同じです。家族経営ということですが、実はすばらしいのだというわけです。小規模な農家は非効率、効率が悪い。大きな農家に土地を集約してばあっとやっっていく、あるいは企業がやっっていく、そのほうが効率的なのではないかという意見が強いけれども、そうではなくて、小規模な農家は実は最も効率的なのだというふうに村上さんは言っています。実際農家の立場になって考えてみますと、自分の持っている土地でよりよいものがより多く、実りがありますよということ、いろいろな細かい配慮をして、またいろいろな経験を積み上げて営農に当たるわけですが、これは本当にそういうことで農家は生きているというふうに思います。外部的に入り込んでやっってもうまくいかないのではないか、あるいはどこかの企業が参入して、その企業の職員になっても、本当に伝統的な家族営農で築いたものが引き継がれていかないのではないかというような気がします。

以上、2点ちょっと説明つけ加えまして、あとご意見いただければと。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今、紹介議員のほうから補足説明していただきましたが、皆さんのほうで。

11番（池井 豊君） 今回請願団体が農民運動と農協組合になっていて、住所が1カ所で代表者が鶴巻さんと岡崎さん、2名書いてあるのですが、鶴巻さんと岡崎さんは両方の団体の共同代表なのですか、それとも鶴巻さんが農民連のほうなのか、岡崎さんが組合のほうなのか、そもそも請願者というか請願団体の代表者というのはどういうふうになっているのかをお聞きしたいのと。

それから、請願事項に唐突に出てくる「国連も推奨している家族農業経営を育て

ること」、これ国連も推奨しているというのは趣旨の中にも何にも出てこないのですけれども、国連が推奨しているというのは、これどんなところに国連が推奨しているのか、何かちょっとよく理解できない部分が国連なのですけれども。ちょっとそこ聞かせてください。

9番（川口與志郎君） 2人の代表者、鶴巻さん、岡崎さんですが、鶴巻さんは農民連の県の代表です。岡崎さんは、農協労働組合連合会の代表ということです。

11番（池井 豊君） 同じ場所にあると。

9番（川口與志郎君） これ違う場所にあるか、ちょっと確認しないといけないのですが、違う場所だと思えるのですけれども、たまたま……。

（事前に調べておきゃいいの声あり）

9番（川口與志郎君） すみません。調べておりませんが、一緒ではないです。全く違う団体です。

（ということは、もう文章がおかしい……の声あり）

9番（川口與志郎君） ご指摘のとおりであります。もし調べる必要があればいつでも調べられますが、今度の定例会のときまでに、では調べておきます。

（そうじゃなくて、この時点で……の声あり）

9番（川口與志郎君） そういう欠点があったと思いますが、違う住所だというふうに推察されます。同じわけがない、ぜんぜん違う組織ですから、農民連というのは農民運動ですから、農協の運動の組織ではありませんので違います、住所が当然。

それから、国際連合の関係ですけれども。

11番（池井 豊君） 唐突に何で国連なんか出てくるのかなと思って。

9番（川口與志郎君） これは、農民連が出しています「農民」という新聞なのです。

そこで触れられていまして、ICA連携セミナーというのがあるのです。ICAとは、国際協同組合同盟です。

11番（池井 豊君） それは、国連ではないね。

9番（川口與志郎君） いや、それに関係した団体だと思います。世界の約100カ国に加盟協同組合を持ち、組合員は10億人を超えていますということです。相当大的な組織です。いろいろ述べてありますが、ちょっとこのぐらいで。そこでは、日本の協同組合の運動というのは生活協同組合とか、漁業協同組合とかいろいろありますが、農協も代表的な経営であります。協同組合というのは行政ではない。それから、企業でもないです。民間の互助組織なのです。農協の場合は、農協の組合員と準組合員で、これかなり数多いですけれども、全国的には1,000万と言われてい

ます。田上どのくらいの数か、ちょっと後で産業振興課に聞きたいなと思っているのですが、かなりの比率を占めるわけですが、互助組織というのは加盟している農家の方、組合員の方、準組合員の方……

11番（池井 豊君） 組合員のことなんか聞いていない。

9番（川口與志郎君） いや、それで……

11番（池井 豊君） 組合員のことはいいのですよ……

9番（川口與志郎君） では、この説明はこのぐらいでいいですか。

11番（池井 豊君） いやいや、国連のこと。

9番（川口與志郎君） 国連についてですね。国連については、先ほど申し上げたとおりであります。

11番（池井 豊君） ICAと国連というのは違う組織だと思うのだけれども。逆にICAがあればよかったら、請願事項の2のことだと思うのですよね。何で唐突に国連が推奨していると、国連が家族農業経営を推奨しているというのは。

9番（川口與志郎君） 国際協同組合同盟、大きな組織だと言いましたが、ちょっと国連と直接かかわるのかどうか、今の私の認識ではかかわっているのではないかと思います、勉強不足で申しわけありません。大きい組織ですから、10億人も入っているのです。国連が当然かかわると思います。協同組合というのは、学問的にもいろいろ言われていますが、非常に、さっき言いましたように行政でもない、企業でもない、中間、民間ですが、そこは大事な農協の役割、皆さん見ればわかりだと思えますので、ああいうふうなことだと思います。

13番（泉田壽一君） ちょっと黙っていようかと思ったのですが、入り口論でまず話がおかしくなってきましたが、確認でこの請願が請願団体2つ、それから代表者、住所が1つ、これが偽装されたものであるということになれば、事実と違うということであれば、この請願はもう審議する前に終わりになりますので、その確認ができていないということはまず問題です。ですから、中身の審議もそれがもう偽装されたものであるということになれば、全くこの請願は、文書そのものが値しないのですけれども、まずそこからですね。

（偽装というよりも請願団体が明確になっていないということの声あり）

13番（泉田壽一君） いや、だから住所とあれが。事実が違うということであれば、偽装ということになる。

9番（川口與志郎君） こういう議会に、これ田上だけではありません。県内の自治体

に一斉に出された請願であります。ですから、偽装ということはありません。こんなことをしたら裁判沙汰になります。だから、勝手に農協労働組合連合会の名前をかたってこんなのをやった、中身も全然告知がないとなれば、これはもう大変な大問題になりますから、そういうことはあり得ないと言っていいと思います。

13番（泉田壽一君） 何で言うかという、川口さんが農民運動新潟県連合会、これは前にも出しているし、わかりますと。新潟県農協労働組合連合会というのは初めてなので、私よくわかりませんというところから説明に入ったことを言っているのであって、それで今になってから今度はそんなことあるわけありません、県内全部出しているのですから、そういう想定の話は聞いていません。あなたの最初の説明がそこから説明が入ったので、だから住所が1つで同じところに、この住所のところに同じ2つの会があるなら、それはそれで結構です。別に違っているということになれば、あなたの最初の説明では新潟県農協労働組合連合会というのは初めて聞きますと、そういう言葉であなたは説明したのです。それは回してみればわかります。あなたの説明がそうだったのです、あなたの最初の説明が。そこから入ってこの団体はよくわかりませんと言ったのです。だから……

9番（川口與志郎君） いいですか……

13番（泉田壽一君） そこから入ったので、事実認定を私は言っているのであって、揚げ足を取るかそういうことではなくて、これは川口さんの認識の違いで事実確認をしたら同じところに住所があって、請願団体が2つともここであると。それで、代表者がこの2人なのだということであれば、それはそれで結構なのであって、事実認定ができるか否かを問うているので、それ以上でも以下でもありません。

9番（川口與志郎君） 農協労働組合連合会ということについて、私の知っている範囲で先ほど申し上げましたが、農協の職員の方で作る組合の連合というふうにはお話ししました。住所がたまたま1つだったというのは、これはミスです。請願をした団体のミスです。これは、よく本当に申しわけないと思っています。これは請願者として、そのことをうっかり気がつかなくて今指摘されて、あっ、これは大きな問題であるというふうに思いますので。このミスは、団体に問い合わせることは可能ですし、必要があればしたいと思います。

13番（泉田壽一君） 局長、確認です。

今の話で、これがミスであるということになれば、請願文書表が、この表そのものがもう請願に値しないということになりますので、今後確認するも何も、ここで審議はなしと、未了ということで、この文書そのものがもう不適合であるというこ

とになるのですが、局長はどのような……

(何事か声あり)

13番(泉田壽一君) 2つの団体から出てきたということは本来なら判子、認め、印鑑の、とにかくすべて必要な書類の世界ですので、団体の判子、これが1つしかないわけです。2つのものから出てきて代表者が2ついると、これももうおかしいなと思っていたのですけれども。

ですから、そういう部分からいけば、もうこの書類を受け付けたときから、申しわけないですけれども、書類の不備によって受け付けはならんというところで本来ならあるべき形です。書類の世界ですので、不備があるものを受け付けて、テーブルにのせて審議するというのもうそれ以前の問題ですから。

議会事務局長(中野幸作君) 誤りがある内容を受理したのかどうかというのは、今の討論の中ではまだ結論出ていませんので、事実確認をしてもらった上で判断するしかないでしょう。仮定の話では……。

13番(泉田壽一君) だから、それだけでしたら、今ここ……

議会事務局長(中野幸作君) 内容だけ確認してもらって……

13番(泉田壽一君) 即確認してもらって、それで誤りが無いということであれば、この審議は継続でいいですけれども、この辺誤りがあったということになれば、この請願文書そのものが、請願書そのものが誤りが、瑕疵があるわけですから値しないと。

9番(川口與志郎君) すぐですか。

(何事か声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) では、ちょっと休憩します。

午前11時51分 休憩

午後 零時04分 再開

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 再開します。

9番(川口與志郎君) 住所は、これは農協労働組合連合会の住所が記載されています。

農民連の住所は別ですが、新潟市北区葛塚3346ということで、印鑑は農協労働組合連合会の印鑑です。

どうしてこういうことになったのかと聞きましたら、実は農協労働組合の事務所に電話をしたのですが、その事務の担当の方だと思いましたが、どうしてかというのは責任持って答える立場にないのかもしれませんが、私の考えではということで…

…

(何事か声あり)

9番(川口興志郎君) 私ではないです。向こうの方は、どちらかという主体になっているのは農協労働組合連合会であって、それでそうなりましたと、申しわけありませんと言っていました。手落ちです。手落ちとは言いません、申しわけありませんということでありました。

議会事務局長(中野幸作君) 事務的な面を申し上げます。

一応議長会のほうにもさっきちょっと話しして指導を受けたのですけれども、まず基本的に請願というのは皆さんご承知のとおり、国民の皆さんが出してくる権利という前提があります。それで、今の話の場合は2者のそれぞれの判子、住所という面では欠けているけれども、1者はそろっているわけです。新潟県農協労働組合連合会は代表者名も書いてあって、住所も書いてあって、判子もあると。だから、これはこれで受けていかなければいけないだろうと。要するに判子がないほかの者が請願者から抜けるという考え方、1者としてはそろっていると、そういう考え方が妥当ではないかということでもあります。

なお、請願文書表の書き方は、私ども2者こういうふうに出たまま書きましたけれども、この点は書き方としたら、だから結果的にはうまくないということですので、今後は十分注意したいと思います。

とりあえず以上です。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) ということであれば、処理としては多少問題はあっても、請願としては通るといふ……

13番(泉田壽一君) 通る、それは入り口から入りましたから。私はその確認だったので。

総務産経常任副委員長(松原良彦君) 紹介議員の川口さんにお聞きしたいのですけれども、新潟県農協労働組合連合会、これ私も聞いたことはあるのですけれども、どのぐらいの人が加入しているというか、組合員の何%ぐらいの人がこれ入っているのか1点。

それから、農業改革、これ農協改革も含めて、本当に川口さんは全部悪いというふうなことを意味してこれの紹介議員になったのか。一部こういうところはいいところもあるし、こういうところは悪いし、そういうことを大体の部分をわきまえて提案したのか、そこもう一つ。

それから、私、一番今農家が大変なのは農協が、例えば今回合併しましたけれど

も、田上、加茂、中之島、下田、見附、合併して単協は農協の意思で、改革で合併しましたけれども、誰でも喜んでいない。皆さんが困った、困った、こんなことではかえって困るなんか言って、かえって何か用事があると本所へ行ってくれ、三条へ行ってくれ、そういう農協自体が決めたことが喜ばれていない改革、こういうのがまた中央会の指導というようなことにも全部つながってくると思うのです。それで、紹介議員の川口さんはそこら辺をどういうふうに思っているか。

それから、農業委員会の組織、これも真っ向から反対していますけれども、私はある程度、この間規制改革の委員が出した答申、ある程度これ私は半分はいいと思っているのです。ということは、農業委員を半分にする、今まで田上が10人だったら5人にする。その中の1人が事務局を兼ねた人がいてくれという、そういう改革になっています。それを推薦という形をとって首長にお願いしていこうという、そういう選挙なしのような方法です。というのは、今この農業委員を決めるに当たって、ほとんど日本全国選挙をして農業委員を出しているところは余りにも少ない。そういう実態を踏まえて無競争のほうが今の農家の実態をよく反映して頑張ってくれる役員が出ていくと、そういうことになっているわけですから、こういうことを真っ向から農協の職員の皆さんが反対するというのは、いかにも何かおかしいというふうにつながっているのですけれども、そこの辺4つの点、簡単に説明していただければ私も納得いたします。

9番（川口與志郎君） 同じ農協労働組合連合会の組織、農協の職員の方での組織率の質問ですが、私は資料を持っておりません。

（何事か声あり）

9番（川口與志郎君） 職員の組合です。職員での組合ですから。私もわかりません、それについては。

それと、2つ目の農業政策ですか、についての意見ということですが、これはいろいろと大変な問題なので、一言でちょっと申し上げるとするのは。例えば農業の今抱えている問題は、需給バランスの問題とか、それからTPPで農産物自由化の問題とか、農業の後継者の問題、高齢化の問題などでさまざまな大変な問題があると思いますが、これは農協自身で解決つけなければいけない問題もありますが、一端を担っていますから、農協は農業政策の。あると思いますが、主に国の問題ではないかなというふうに思います。

それから、もう一つ質問は……

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 農協の。

9 番（川口與志郎君） 農協、農業委員会、私は戦後民主的に、特に農家の土地なんか
ないと思うのですが、土地を守るという視点で耕作地を簡単にそれが手放せないとい
うか、ほかから入ってこれないとか、私の認識では、そういうことで戦後の民主
的な改革の中の一つとして位置づけられていると思いますし、いろいろ矛盾がある
ことはおっしゃるとおりだと思いますが……

総務産経常任副委員長（松原良彦君） これは、選任方法がうまくない。農業委員の選
任方法。

9 番（川口與志郎君） 例えば今回予算にもありましたが、委員会の選挙の全額残りま
したね。無競争当選ということで、またいろいろ話を聞きますと、かなりマンネリ
化して本当に農業委員会が生き生きしていないというような話も聞いていますし、
改革の余地は大いにあると思いますが、基本的なところは大事にしていかなければ
いけないのではないかなというふうに思います。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 私の質問に対して十分な説明をいただかなか
ったことが1点でございますが、とにかく私も農業改革、農協改革、戦後に初めて作
った農業問題の農協のものがやっこの50年たって本格的に大きく今変わろうとし
ているわけです。それに対して、それを守ろうという革新的な考えではなくて今ま
でどおりの、どこも皆そうでしょうけれども、自分たちの組織を壊されるというこ
とは大変ですから、みんな守ろう、守ろうとするのは当たり前ですけれども、本当
に今川口さんが言ったように高齢化、それから担い手がない、それからコメの値
段が安くなった、いろんなことを考えると、やっぱりここが大転換のときにかかっ
たのではないかと私は思っているのです。だから、こういう後戻りするようなのを
推し進めるような議論はしないで、もっと前進するような改革にしてもらおうよ
うな発言をやっぱり川口さんも少しそこら辺を方向転換するようにしていただければ私
はいいと思うのですけれども、そういうふうをお願いします。

9 番（川口與志郎君） ご指摘のとおりでありまして、悪いということであれば、本当
にそれは、その批判は受けなければいけないと思います。

ただ、この改革が一部の、例えば共産党系の改革案だということではありません。
先ほど農協全中の前副会長、それからまた一般質問でも取り上げますが、各県の中
央会会長さん、分析しました、発言。一般質問でやりますが、大変今の農協問題、
農業問題は非常に大事だと言っております。それぞれ主張しておられます。それは
後で詳しく紹介、一般質問でやりたいと思っております。

誤解のないように申し上げますが、農協の農政連というのがあります。主にそれ

は政権を支えてきた政治団体だと私は認識しております。むしろ共産党の指示というのは本当に少ない、一部あると思いますけれども、少ないのです。基本的には、政権党を支えた農政連、その農政連がこういう声を上げているということを誤解しないでいただきたいというふうに思います。

以上です。

1 番（今井幸代君） 今回請願事項1、農政改革に当たっては国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上を目指すものとする。あと農地取得の一般企業は参入できるような農地法の改定と農業委員会の公選制の廃止をやめること、ここに関して農業をこれから成長産業に、成長戦略の一つとして今国は位置づけているわけで、農業の中にもやはり企業が持っている科学技術、そういったものを活用して、もう少し農業を大きくしていこうという国の方向がある中で、小規模農家の方たちが担っていた土地の保全や環境保全という面は非常に大きな貢献をされてきたとは思いますが、国の農業政策としては農業を成長産業の一つとしてやっていくのだという中において、一般企業の農地取得の道を開く農地法の改定の廃止や農業委員会の公選制の廃止というのをやめるというのは、今の農業を成長産業にしていくという方向から見ると、真っ向から逆を行くといえますか、逆を言うと一般企業は参入せずに、農業を今後成長産業として、より大きく成長させていく手だてが全くこの請願の中には見えてこない、そういう中でこれを受けるといえることは、いささか疑問を感じます。

先ほど家族経営が一番効率的な農業形態だというふうにおっしゃっていましたが、今ある農業者の実態といえば家族経営がほとんどなわけですが。その中で、なかなか立ち行かなくなっている現状がある中で、それをさらに進めていくというのは、いささか現状の実情と相反するところがあるのではないかとはいえますけれども、その辺はいかがお考えですか。

9 番（川口與志郎君） 大変大きな問題で答え出せと言われてきたわけですが、成長戦略の中に農業をどう位置づけるかという問題ですが、それはそれでいろいろな手だてがあってしかるべきだと思いますし、農協自身も例えば農産物の輸出ということを考えて実行している部分はあるというふうに聞いております。それはそれで、農協も参加して農業の成長戦略に農業分野で貢献するということはしておられると思います。

ただ、私のあれですが、一言だけ強調したいのは、成長戦略という位置づけよりも日本のコメ、食料をどう守るかという問題が非常に重要で、特に食料自給率との

関係で欧米に比べて、欧米は120%とか食料自給率が、フランスは約120%です。ドイツが80%、日本は39%。これをどう、食料の安全保障ということで農業の食料を守るということは農業を守らなくてはいけないので、外国に、特に輸入しながら何とかやっているようではありますが、それは農業の安全保障ということではどの国も、先進国は特にそうですが、とっていないのです。農業の食料自給率の食料を守る、国民の食料を守る、その責任は国にあるということで、保護政策をとっています。農業、食料は国のもとより基本だと。農業安全保障が最優先課題だということで各国はやっていまして、税金をいっぱい使ってやっているわけですが、日本もそういう意味では競争原理だけではなくて、食料の安全保障ということで国がきちっと、場合によっては、必要以上使う必要はないと思いますが、必要な税金はちゃんと使って農業を守っていくということが大事ではないかなというふうに思います。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 請願の中の2番ですけれども、農協のあり方は農協自身で改革を尊重し、法的な措置による強制はとめることとあります。戦後50年たっても、今の安倍政権になって初めてこういう改革の話を出して、あたふたとやっと自分たちのことを言われて改革を自分たちでやるというふうにやっておりますけれども、私はずっと今までの農家を相手にした方たちを見て、一緒にやってきた中を見ると、自分たちで農協改革は私はできなかったからこそ、今安倍政権がやるというふうに強く出てきたのであって、そうでなければ、もっと早く自分たちが農協改革をやるという話は出てきたと思うのです。もう遅きに失するということが、人に言われて初めて自分のところを認めてやっているわけで、この1行は大変私はこれに賛同せえというのはちょっと私は納得できないのですけれども、そこら辺はどうお考えですか。

9番（川口與志郎君） 私はそう思っていないので、それは松原さんのお考えです。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） はい、わかりました。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、いろいろ議論は出ているのですけれども、さっき言ったように、請願としてはちょっと不備もあったようでございますが、これはこれで受けるということですから、では討論、採決というふうに進めたいと思いますけれども、討論のある方。

1番（今井幸代君） 今回農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願、請願事項1に関して、もちろん食料保全、食料自給率の問題は国の根幹でもありますけれども、それとまた1つ、成長戦略の一つとして農業を位置づけているという今の国の方向もあります。その中で、一般企業の農地取得の道を開く農地法の改定という

のは、成長産業に育てていくために欠くことのできない項目だと思いますし、農業委員会の公選制の廃止というのも選任の方法に効率性が見えなくなってくるのではないかという危機感も覚えずにはられません。そういった背景からも、今回の請願に関しては不採択、通すべきものではないかなというふうに考えます。

9番（川口與志郎君） ぜひこの請願を採択していただきたいというふうに思いますが、いろいろ質問にお答えして申し上げましたけれども、1点だけ今、今井さんの成長戦略を推し進める農業の大事な成長戦略を担っているの、それを進めるべきだのご意見であります。実は農業生産がGDPに占める、日本の占める割合が1%です。ですから、成長戦略については全く賛成ですけれども、その1%の中で、さらにそれを農協自身もやろうとしていますから、それは外国に輸出したりして。それは賛成ですが、成長戦略という大きな問題として、押さえるのは1%ですから、だからだめだという意見はちょっと納得しかねます。

あとるる申し上げましたので、これでぜひ採択をしていただきたいと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

なければ採決したいと思いますが、この請願を採択することに賛成の方、挙手にしましょう。

（挙手少数）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、1名ということですので、結論としては不採択という結果になります。

では、以上でございます。ありがとうございました。

午後零時29分 散 会

平成27年第1回定例会
総務産経常任委員会会議録
(第2日)

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年3月24日 午後2時05分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 8番 | 松原良彦君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|--------|-----|
| 町長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺仁 |
| 総務課長 | 今井薫 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 中野幸作 |
|--------|------|
- 7 傍聴人
- 新潟日報社
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第34号 平成26年度田上町一般会計補正予算(第8号)議定について中
- 第1表 歳入
- 第1表 歳出の内
- | | |
|----|--------|
| 2款 | 総務費 |
| 6款 | 農林水産業費 |
| 7款 | 商工費 |
- 第2表 繰越明許費の内
- | | |
|----|--------|
| 2款 | 総務費 |
| 6款 | 農林水産業費 |
| 7款 | 商工費 |

午後2時05分 開 議

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、ご苦労さまです。

それでは、ただいま付託になりました議案について付託案件審査を行いたいと思います。

町長、開会のご挨拶もいただきましたので、挨拶なしということで、早速進めたいと思います。

（委員長、傍聴の声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 日報さんですね。

（はい、そうですの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 傍聴の申し出がありましたので、許可してごさいます。

それでは、早速付託議案審査に入りたいと思います。

議案第34号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中、第1表歳入、第1表歳出のうちの2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、第2表繰越明許費のうち、2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費でございます。

一括順次、では説明お願いいたします。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書のほうに入らせていただきます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第34号ということで平成26年度田上町一般会計補正予算（第8号）でございます。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,800万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,269万4,000円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、4ページになりますけれども、最後にお話をさせていただきます。

それでは、早速歳入のほうから入っていきますので、7ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目の地域住民生活等緊急支援交付金でございます。補正額5,589万5,000円でございます。

それから、18款繰入金でございます。これにつきましては、1目の財政調整基金繰入金ということで、財調のほうから2,211万3,000円でございます。

委員長、歳出のほう行ってよろしいですか。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） はい、いいです。

総務課長（今井 薫君） それでは、その下の8ページになりますけれども、歳出でございます。2款総務費の関係でございます。1項総務管理費、11目、目は全部同じでございますので、地域住民生活等緊急支援費ということで補正額は1,525万9,000円でございます。

それでは、説明欄のほうを見ていただきたいと思います。まず、最初に先行型ということの事業で1,525万9,000円の補正でございますけれども、報酬といたしまして総合戦略の策定ということで5カ年間の計画を作っているわけでございますけれども、その委員として15名、今考えております。基本的には、総合計画を作ったときのメンバープラス金融機関とかいろいろなものを入れるということの部分で15名を委員に選任いたしまして、4回程度開催させていただきたいという部分でございます。

それから、8節の報償費の関係でございますけれども、73万5,000円でございます。これにつきましては、そこに書いてあるとおり子育て応援米の関係でございます、対象人数は200名程度で10キロずつを差し上げる、今、田上米ということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、旅費の関係ですけれども、これは委員の旅費でございます。11節の需用費の関係で印刷製本費で6万6,000円。これにつきましては、応援米のパッケージをするための印刷製本でございます。それから、13節の委託料の関係でございますが、総合戦略の策定ということで委託をするわけでございますけれども、その委託料として839万2,000円でございます。

それから、少子化対策業務委託料ということで170万円。これは、婚活イベントの関係でございます。実際ラジオとか雑誌とかそういうPRをさせていただいたりして、若干27年度の予算が膨らんでおりますけれども、170万円を計上させていただいて婚活イベントに充てるという部分でございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金ということで400万円。内容でございますけれども、これも新婚世帯家賃支援事業補助金ということで月1万円の3年という部分と、それから新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金の関係で金利の関係でございます。金利の利子補給という形でさせていただくという部分でございます。この2つについても27年度の予算に載っております。

説明かわります。

産業振興課長（渡辺 仁君） ご苦労さまです。9ページをお開きください。9ページ

の下の段になります。6款農林水産業費、1項農業費、9目の地域住民生活等緊急支援費ということで先ほどの総務課と同じ名称でございます。地方創生先行型の事業ということで2,880万円。

19節の負担金補助及び交付金でございます。生産目標数量推進助成金ということで、当初予算の段階では作物の基本助成ということで転作達成者に対して、大豆、ソバ、フォールクropp、米粉用米、飼料用米、一般作物、地力増進作物、地域特例作物、これはアスパラガスになりますけれども、10アール当たり1万4,000円の単価となっております。これと加工用米、備蓄米、5割減減栽培については10アール当たり1,400円。それと、もう一つ献立がございまして、団地化土地利用集積型、大豆、そば、地域特例作物、アスパラガスになりますけれども、10アール当たり3万円の助成を予定してございます。

続きまして、10ページのほうをお開きください。7款の商工費、1項商工費、5目地域住民生活等緊急支援費ということで、地域消費喚起・生活支援型事業ということで2,100万円をお願いするものでございまして、13節の委託料でございます。プレミアム付き商品券運営事業委託料ということで1,300万円をお願いするものでございまして、プレミアム商品券の総額は1万円が5,000セットで5,000万円、そのプレミアム分として2,000円つきますので、2,000円掛ける5,000セットで1,000万円、そこに委託料300万円が入りまして1,300万円の委託料ということになります。

それと、その下、湯ったり旅行券運営事業委託料ということで800万円をお願いするものでございまして、これについては総額は8,000円掛ける1,500セットで1,200万円、プレミアム分として4,000円掛ける1,500セットということで600万円、委託料ということで200万円の合わせて800万円をお願いするものでございます。

以上でございます。

総務課長（今井 薫君） それでは、繰越明許ということで4ページをお開きいただきたいと思っております。

今ほど申し上げたとおり、総務費の関係と農林水産業費の関係、それから商工費の関係を26年度で実施できませんので、27年度へ繰り越して繰越明許費ということで計上させていただくものでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。質疑のある方どうぞ。ありませんか。

なければ私のほうから1つ、総合戦略策定を27年度やるということになるのです

が、これを作った後、27、28、29……26からですよ。

総務課長（今井 薫君） 31まで。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） その間で、このような形のまた交付金なりなんなりというのが来る形になるのですか。毎年毎年別なメニューで事業を取り組んでいくものをこの計画の中で作っていくということになるのですか、その辺はどんな流れになるのでしょうか。

総務課長（今井 薫君） 国の考え方は、基本的には面倒見ますよという言い方しています。多分、今回もそうですけれども、限度額がございます。人口割云々で限度額がありますけれども、限度額が設けられて、なおかつ26年度の補正の額が丸々来るかというのはまだわかりません。はっきりしていないのです。何せある程度面倒を見ますよということは言うておりますけれども、丸々面倒を見て、今回の補正の額だけ面倒見るかどうかというのは、まだ決まっております。何せ一応ある程度は面倒見てくれるのだと思いますけれども、額的にははっきりしたものがまだ全然国のほうで決められていない現状だと思います。

それで、私どももつけ加えて言いますと、総合戦略作るわけですけれども、全協のときもお話ししましたけれども、うちの泉田係長のほうから、秋ごろ、10月ごろまでに作りなさいよというのが基本になろうかと思えます。

それから、もう一つ言いますと、県がまだできていないのです。私どももまだできていませんけれども、県との整合性も図りながら作っていきたいなどは考えております。

委員長、以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ということは、次年度以降はまだはっきりしていないということですね。

総務課長（今井 薫君） これは、はっきりしていないですね。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 例えば地方創生先行型事業とか地域消費喚起・生活支援型みたいなもので走っていくというものでもないのだろうか。

総務課長（今井 薫君） 国の資料からしか私も今ないのですけれども、大した資料ではないのですけれども、方向的には新型交付金というふうに言われている部分もございまして、それについては、この総合戦略、来年といいますか、27年の秋には作らなければいけないという総合戦略に基づく事業、施策を市町村の自由で行いなさいよという話になりますけれども、それについては、ある点で冒頭申し上げたとおり、金の面倒を見てくれるのだらうと思えますけれども、当然客観的な指標等の設

定、それからP D C Aで効果を検証していきなさいよという部分が含まれておりますので、それを含めて戦略がうまくできるかどうかというのは、今ほど申し上げたとおり、県の戦略ともまた整合性をとりながらという話になろうかと思っておりますので、そんなことしか答えられないのです、今のところは。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） はい、わかりました。

（ちょっといいですかの声あり）

11番（池井 豊君） ちょっと変なことを言いますけれども、きょうの昼のニュースで、また地方創生の、要は買い物弱者の買い物だとか、医療難民の診療所だとか、そういうのを集中的に作る計画を作りなさいというのがある程度立ち上がりますなんていう話と、あと東京の企業が何か地方に出てくるときに補助金をやりますよみたいな、そんなのがまた新たに出てくるなんていう話が出ていたのです。そんなのを考えていると、今回は少子化対策室があってすぽっとメニューというか、事業がはまったというのはあるのですけれども、何か国が打ち出している地方創生の対策室みたいなのを作って、もしそういう補助金が出てくるならば、こんなメニューが考えられるというのを今のうちからリストアップといたしましょうか、そういうふうに作っておいて、立ち上がった瞬間、ではうちはこれでいけるみたいな形何か準備する必要性があるなというふうに今感じているのです。今、少子化対策室はありますけれども、例えば地方創生対策室というか、または地方創生担当というか、そういうのを置く必要性があるように、何か最近の流れを見ると非常に乗りおくれたらまずいなという気がするのですけれども、そこら辺ちょっとどのように考えていますか。

総務課長（今井 薫君） 人間がいっぱいいいれば、そういうのも考えられますけれども、今のところは総務課のほうである程度考えていくしかないのかなと思います。

それから、アンテナを張っている部分は張っていきたいと思いますけれども、国がこれから、ではどういうふうな形で打ち出してくるというよりも、私もこの地方戦略版の5カ年のやつをいかに作っていくかというのが大事なのかなと思っているのです。今ほど申し上げたとおり、それも県がどういうふうな形で動いてくるのかというのがよくわからないのです。県が一つの事業をすることに対して、それで市町村が何か協力できるものがあるかどうか。今ほど池井委員言われたとおり、国がそういう戦略を持ってくるし、私どももそれに乗っかってこういう事業を入れるのですけれども、そのほかに県としてもまた同じような計画を作ってくると思っておりますので、それとの整合性も見ていかなければいけないという部分では、本当にアンテナを張って国の動きをいち早くキャッチしてといたしますか、そういう形でしかやっ

ていくしかないかなと。今、少子化対策推進室、推進係というのがありますけれども、そういう少子化対策の検討委員会もごございますし、その下にまた幹事会という組織もありますので、できるだけ情報を流してそのメンバーで検討していくような、今の町の体制ですと、それしかないのかなというの思っております。

以上です。

11番（池井 豊君） わかりましたけれども、なるべく、もう今感じているのが何か乗りおくれたらおしまいだなみたいな感じがして、国がどんどん出してくるので、どんどん結局また波に乗っていけばいいお金が使えていいまちづくりができるのではないかなというような気がしております。

そこで、さっきもちょっと開会前に余談で言ったのですけれども、プレミアム商品券のほうです。プレミアム商品券は、もうやっているのも全然心配しないのですけれども、要はその湯ったり旅行券の件ですけれども、既に佐渡がもうああいうふうにはばっと出ると、やっぱり目立つわけです。これからの日程とか、いつごろ旅館組合と打ち合わせてみたいな感じの日程等々、どんなふうに捉えているのか、ちょっとわかっていたら、わかっている部分でお願いします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 4月に入ってすぐできればいいのですけれども、なかなかそこまでもいかないと思いますので、できればあじさいまつり前にはそういったものを全部やって、もうそのころには販売できるように、本当はもうゴールデンウィークから来てもらいたいところなのですが、そこまでの時間的な余裕はないのかなと思っておりますので、なるべくあじさいまつりの前には、もう何とか手を打てるような感じでいければなど、今この段階では思っておりますし、きょうのたしか日報さんのあの記事を見て、ううん、やるなと思って、その点うちらがどうできるのかどうかというのも確かめてみたいなどは思っております。

以上です。

13番（泉田壽一君） 国のことなので、質問がどうかとは思っただけけれども、地域住民生活緊急支援事業の景気対策の一環でということで、当初締め切りで予算枠が余ってどうしようもない。それをもう一回先延ばしし、結局3回延ばしたのですかね。金の、国の策定した予算が余ってなかなか申し込みののがないということで、最終的にたしか3回だったのか。最終的には、どのぐらい策定した地方のこういう事業がみんな採択されて、予算が国のほうは積み残しがあつたのか、まだそれでも消化されたのかという情報というのはいっていないのですか。

総務課長（今井 薫君） 実は、私どももこれ県経由で国に上げているわけでございま

すけれども、今係長のほうもこういうことを話していたのですけれども、新潟県の各市町村がどういう事業をやるのか。公表できるところと、できないところもあるのかなんて思っていますけれども、一般的には公表できるわけでございますので、それを新潟県のほうでまとめて一つの資料といいますか、どこの市町村がこういう事業をやっているというのは1つにまとめてくれということも、この間県と話しして、そういう形で動いていくという話みたいですので、私どももそういう要望してあります、県に対して。そうでないと市町村ごとで、新聞報道ではわかりますけれども、具体的に中身がよくわからない部分がありますので、その辺含めて県のほうにまとめていただければということをお願い事を1つつけ加えてさせていただいております。今はちょっとそういう状況で、あとどのくらい金が余っているか云々というのは、ちょっと私どももわかりません。

以上です。

13番（泉田壽一君） 3次補正でやって、結局年度をまたがるというのは毎年通常で、これ年度末になってくると国の3次補正というのがまたがるところが恒例というか、慣例になっているわけで、だからその事業の締め切りがあるというのは、何やら通年でこれをやられているので、何とか国のほうもそういうところをもうちょっと余裕を持って改善してもらって、地方がやっぱりそういう計画を策定ちゃんとして申し込みができるような時間的余裕がある中でというのが本当はありがたいのだろうけれども、現状としては非常に難しいというのが毎年繰り返されているのが現状なのです。

先ほども池井委員のほうから旅行の関係がありましたけれども、観光業というか、旅館組合というか、そういう関係の中では、農繁期とお客というか、行楽客の動きというのは、農繁期の忙しいときになると旅館業とかそういうのというのはお客いないのですよね、観光時期ではないということで。それで春耕、田植えが終わって、ゴールデンウィークが終わって一段落すると動くということなので、そういう連休中の行楽の人たちというのは、旅館に泊まって宿泊してというのがなかなかないというのが現状なので、だからそのあいている時を逆にうまく利用する。だから、今産業振興課長が時間的に無理があつてというような話しされていますけれども、やはりそういうお客の動きというか需要期、不需要期のバランスをうまくとって均衡化していかないと、お客さんのあるときにそういう制度というのは大してありがたいが事業主としてもないと思うのですよね、ホテルとか旅館組合側のほうも。ないときにそういう人たちが来てくれて穴埋めしてくれるということが大事だと思うの

で、やはり時間的余裕がないではなくて、その辺もうちょっと精査した中で努力してやっていく必要があるかと思うのですけれども、再度。

産業振興課長（渡辺 仁君） 今のお話でございますけれども、ゴールデンウィークというのは割合と皆さんが動きますので、結構旅行客がおいでになるのですが、一番の問題は大体毎年湯っ多里館もそうなのですけれども、6月ぐらいになると、ばたっと入館者が減ってきます。ですので、その辺から秋に向けて使えるようにということで、先ほど時間的なものもあるし、ちょうどそこを狙ってやっていったほうが得かなと。暮れまでになれば、また近場の忘年会とかということで実入りはありますけれども、6月夏場過ぎて秋口にかけての商戦を狙っていったほうが一番いいのかなと思っておるのです。よろしくをお願いします。

1 番（今井幸代君） 10ページ、プレミアム商品券の運営委託に当たって質問させていただきたいと思うのですけれども、まずはこれまでもプレミアム商品券を発行している中で、まずもともと町にいた人は大体あの店で何が売っているかというのをわかるのですけれども、やはり外から来た人、特に若い人たちなんかは、どの店でどんなものを売っているということがまずわかりません。なので、商工会のほうも一覽で加盟店はこちらですという店舗の名前だけわかったとしても、その店がやっぱりどういう店なのかというまず情報がないと足を入れられないというのがあると思いますので、その辺の告知方法の仕方をいま一度検討していただきたいということと。

あとは、働き盛りの皆さんたち、やっぱり町外で職場を持っている方が非常に多くございます。そうすると、町内の個店さんたちは、大体7時ぐらいを過ぎると閉まる店舗さんが非常に多いですから、そうすると仕事が終わって帰ってくるころには、もう町が真っ暗というような話もよく聞きます。そうした中で、若い世代の人たちもこういった生活支援といった目的を、恩恵を受けていくことを考えると、町内にある商工会の加盟はしていないけれども、例えば習い事であったりとか、あとは総合型スポーツクラブ等の入会金ですとか、そういったところにも充てられるような仕組みにしていだけないものかなと思いますので、その辺を十分に商工会のほうにもぜひ要望していただきたいなというふうに思います。その辺もし何か状況わかればお願いします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 貴重なご意見だと思います。店の情報、簡単なものでもいいですから、入れられる部分は、何々電器店といえば大体わかると思うのですけれども、何とか商店といっても何を売っているのだろうというのは確かにあろうか

と思いますので、そういった部分については、なるべく入れられるようにということで、声があったということをお伝えしたいと思いますし、営業時間の問題ですけれども、そういったお話もあるということですが、あとは休みの日に使っていただくとかということも考えられるかなと思っております。

ただ、なるべく利用できる期間を短くしようとしてはおりますので、その中で休みがないと何にも買えないということも考えられますので、その辺のお話もあったということをお伝えしますし、スポーツクラブでも使えるようなというご意見もあったということをお伝えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

1 番（今井幸代君） あとは、各事業所の皆さん方もやっぱりしっかり自助努力で、前回の附帯サービスも結局つけているところがもう数件しかなかったというふうな状況もありますので、各事業所の皆さんもしっかりと、ただこういうのがあるから、それに乗っかっているというだけではなくて、商工会の会員の皆さん自身もしっかりと自分たちの商売繁盛できるように鋭意努力をしていただきたい旨を、それをぜひ申し添えていただきたいと思います。答弁は結構です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

なければ質疑を終了したいと思います。

それでは、討論、採決に入りたいと思いますが、議案第34号について討論のある方。ありませんか。

それでは、議案第34号を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

それでは、私どもに付託された議案の審査はこれで終了しました。

以上です。ありがとうございました。

午後2時33分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年3月24日

総務産経常任委員長 熊 倉 正 治